

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第39期) 至 平成24年3月31日

ぴあ株式会社

東京都渋谷区東一丁目2番20号

(E03379)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	10
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	12
1. 業績等の概要	12
2. 生産、受注及び販売の状況	13
3. 対処すべき課題	14
4. 事業等のリスク	25
5. 経営上の重要な契約等	27
6. 研究開発活動	27
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
第3 設備の状況	29
1. 設備投資等の概要	29
2. 主要な設備の状況	29
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
(1) 株式の総数等	31
(2) 新株予約権等の状況	31
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	31
(4) ライツプランの内容	31
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	31
(6) 所有者別状況	32
(7) 大株主の状況	32
(8) 議決権の状況	33
(9) ストックオプション制度の内容	33
2. 自己株式の取得等の状況	34
3. 配当政策	35
4. 株価の推移	35
5. 役員の状況	36
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	41
第5 経理の状況	47
1. 連結財務諸表等	48
(1) 連結財務諸表	48
(2) その他	84
2. 財務諸表等	85
(1) 財務諸表	85
(2) 主な資産及び負債の内容	102
(3) その他	104
第6 提出会社の株式事務の概要	105
第7 提出会社の参考情報	106
1. 提出会社の親会社等の情報	106
2. その他の参考情報	106
第二部 提出会社の保証会社等の情報	107

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月25日
【事業年度】	第39期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	びあ株式会社
【英訳名】	PIA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢内 廣
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目2番20号
【電話番号】	03（5774）5292
【事務連絡者氏名】	執行役員主計局長 眞子 祐一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目2番20号
【電話番号】	03（5774）5292
【事務連絡者氏名】	執行役員主計局長 眞子 祐一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高(千円)	98,196,187	100,335,423	95,987,870	92,664,776	101,947,078
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,905,182	△1,047,881	△642,687	30,824	93,231
当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	△2,502,379	△1,987,566	△920,629	92,409	87,579
包括利益(千円)	—	—	—	88,793	92,357
純資産額(千円)	1,812,137	1,808,471	3,811,568	3,900,350	3,992,708
総資産額(千円)	22,910,920	23,571,342	21,733,162	22,974,547	33,389,511
1株当たり純資産額(円)	177.70	157.15	268.09	274.40	280.84
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額(△)(円)	△254.69	△180.75	△76.28	6.56	6.22
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	7.7	7.5	17.4	16.8	11.8
自己資本利益率(%)	△82.8	△112.6	△33.2	2.4	2.2
株価収益率(倍)	—	—	—	126.2	138.8
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	△3,753,766	719,396	△1,974,620	4,636,896	6,214,535
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	△3,214,936	△375,343	△523,062	△593,863	△370,520
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	△800,348	△50,082	2,038,522	61,647	516,146
現金及び現金同等物の期末残 高(千円)	5,559,215	5,853,783	5,392,448	9,496,751	15,857,043
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	312 (591)	233 (605)	234 (560)	242 (485)	252 (457)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第35期及び第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第37期、第38期及び第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高(千円)	97,389,599	99,435,719	95,321,285	91,660,453	101,077,877
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,672,654	△944,247	△768,751	11,713	88,216
当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	△2,711,706	△2,082,614	△1,063,126	87,153	79,596
資本金(千円)	3,475,358	4,475,385	5,939,158	4,239,158	4,239,158
発行済株式総数(株)	9,917,613	11,294,113	14,092,913	14,092,913	14,092,913
純資産額(千円)	2,401,859	2,320,009	4,187,214	4,271,287	4,354,126
総資産額(千円)	23,213,480	23,852,198	22,845,120	23,047,268	33,552,306
1株当たり純資産額(円)	242.73	205.83	297.59	303.56	309.45
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— —	— —	— —	— —	3.0 —
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額(△)(円)	△275.99	△189.39	△88.09	6.19	5.66
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	10.3	9.7	18.3	18.5	13.0
自己資本利益率(%)	△72.0	△88.2	△32.6	2.1	1.8
株価収益率(倍)	—	—	—	133.8	152.7
配当性向(%)	—	—	—	—	53.0
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	284 (536)	217 (555)	220 (538)	211 (467)	217 (444)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第35期、第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第37期、第38期及び第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第39期の1株当たり配当額3円は創業40周年の記念配当であります。

2【沿革】

当社の創業は、当社代表取締役である矢内廣が大学在学中の昭和47年（1972年）7月に、当時のアルバイト仲間とともに、月刊情報誌「ぴあ」を創刊したことに始まりました。その創刊メンバーを中心に、昭和49年（1974年）12月、当社が設立されました。その後昭和54年（1979年）9月には情報誌「ぴあ」を月刊から隔週刊に変更し、出版社として成長してまいりました。しかし、昭和50年（1975年）頃から英国のビデオテックス（通信回線を活用した文字放送）をはじめとする「ニューメディア」がマスコミの脚光を浴びはじめました。このため雑誌というプリントメディアは新しいメディアに駆逐されるのではないかと危機感を抱いた当社は、当時実験を開始した日本版ビデオテックス「CAPTAIN」に積極的に参加しながら、プリントメディアの将来性についての検証を行いました。この結果プリントメディアの存続価値を再確認すると同時に、当社は出版社ではなく情報伝達を生業とする会社であると自己規定し直し、以後データベースの整備を強化してまいりました。

この実績をベースとして、昭和59年（1984年）4月に日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）との共同開発によるコンピュータ・オンライン・ネットワークによるエンタテインメント・チケット販売サービス事業「チケットぴあ」をスタートさせました。この「チケットぴあ」の事業化により、当社は情報伝達分野において事業を展開する企業として広く一般に認知されることとなりました。また、「チケットぴあ」スタートと共に開始した会員制度についても漸次サービス強化を図ってまいりました。

出版事業とチケット事業の推進とともに、一方では昭和56年（1981年）以降、事業を通じて蓄積された膨大な量のデータベースをもとに、ユーザーのニーズに応じて情報を編集・加工し、配信・販売するという、情報サービス他事業を当社の3本目の柱として育ててまいりました。さらに、デジタルネットワーク社会の到来を見据え、インターネット上でのチケット販売やデジタルコンテンツ販売等にも力を注いでまいりました。

顧客層は設立当初の情報誌「ぴあ」読者である若年層から、「チケットぴあ」開始に伴って中高年層にも幅広く広がってきております。さらに事業対象領域についても、芸術・文化ジャンル情報から、スポーツ・レジャー・飲食等の生活領域情報へ順次拡大を図ってきており、地域展開も首都圏から関西、中部、九州、北海道等、全国に拡大しております。

当社では、主力事業であるチケットサービスの拡充や関連商品・サービスの企画開発の推進を目指すとともに、早期の財務基盤の磐石化を目指した資本増強に向けて、平成21年（2009年）12月にセブン&アイグループとの業務・資本提携を実施いたしました。以降は「セブン-イレブン」を通じたチケット販売、各種タイアップメディアの発行など、エンタテインメント関連サービスでの協業を推進しております。

また、2011年7月には39年に渡り発行してまいりました情報誌「ぴあ」を休刊いたしました。同年12月には「ぴあ」インターネット版として、その「映画欄」に特化した電子書籍型の「ぴあ<plus>」をスタートさせるなど、時代の特性に合わせインターネットを中心としたメディアへのシフトを推進しております。

当社グループは、21世紀のデジタルネットワーク社会において、ITを活用し、レジャー・エンタテインメント領域を楽しむために必要な情報・サービスを提供し、心の豊かさをサポートする「感動のライフライン」の構築をビジョンとして掲げております。

昭和47年7月 情報誌月刊「ぴあ」創刊。

昭和49年12月 東京都千代田区猿楽町において資本金5百万円で「ぴあ株式会社」を設立。
出版業を開始。

昭和51年10月 出版取次会社と取引開始。

昭和54年9月 情報誌「ぴあ」が月刊から隔週刊へ変更。

昭和58年4月 東京都千代田区麹町に本社移転。

昭和59年4月 コンピュータによるチケット販売サービス「チケットぴあ」及び「ぴあカード」会員制度開始。

昭和60年6月 関西地域の情報誌「ぴあ関西版」を創刊。

昭和61年4月 大阪府大阪市北区に大阪支社（現・関西支社）を新設。
関西地域での出版業及びチケット販売業を本格開始。

昭和62年4月 日本チケット・ヴァン・サービス株式会社を設立。

昭和62年12月 テレビ情報誌「TVぴあ」創刊。

昭和63年7月 愛知県名古屋市中区にチケットぴあ名古屋株式会社を設立（現・関連会社）。

昭和63年8月 愛知県名古屋市中区に名古屋支局（現・中部支局）を開設。
中部地域での出版業及びチケット販売業を本格開始。

昭和63年9月 中部地域の情報誌「ぴあ中部版」創刊。

平成元年3月 本社社屋内にぴあコンピュータシステム株式会社を設立。

平成元年4月 本社社屋内に株式会社ぴあ会計事務所を設立。

平成2年2月 福岡県福岡市中央区にチケットぴあ九州株式会社を設立（現・連結子会社）及び九州営業所を開設。
九州地域でのチケット販売業を本格開始。

平成2年11月 情報誌「ぴあ」関東版が隔週刊から週刊へ変更。

平成3年11月 株式会社丸井と業務提携、「丸井チケットぴあ」サービス開始。

平成5年5月 音声応答チケット販売予約「Pコード」予約開始。

平成7年5月 本社を東京都千代田区三番町に移転。

平成8年12月 「第18回オリンピック冬季大会長野1998」のオフィシャルサプライヤーに決定。

平成9年4月 株式会社ぴあ会計事務所をぴあデジタルマップ株式会社に商号変更。

平成9年10月 インターネット上にホームページ「@ぴあ」開設。

平成10年9月 株式会社ファミリーマートと業務提携し、「チケットぴあ」販売ネットワーク拡大。

平成11年4月 本社社屋内にぴあデジタルコミュニケーションズ株式会社を設立（現・連結子会社）。

平成11年8月 テレビ情報誌「TVぴあ」五版化（関東版、関西版、東海版、北海道・青森版、福岡・山口版）。

平成11年10月 東京都千代田区にぴあシティ・ネット株式会社（平成13年11月20日、株式会社シティ・ネットに商号変更）を設立。

平成11年12月 チケット販売専用サイト「@チケットぴあ」開設。

平成12年2月 ぴあコンピュータシステム株式会社を株式会社グルメぴあに商号変更。

平成12年4月 北海道札幌市中央区に北海道営業所を開設。
北海道地域でのチケット販売業を本格開始。

平成12年5月 「2002 F I F Aワールドカップ」の国内第一次販売におけるチケット管理業務をJAWOCより受託。

平成12年6月 株式会社エヌ・ティ・ティドコモの「iモード」でのチケット販売サービス「iモードチケットぴあ」のサービス拡充、本格展開開始。

平成13年3月 「スポーツ振興くじ」の本格販売開始。当社は販売ネットワーク、店舗開拓等運営面で協力。

平成13年10月 株式会社セブンーイレブン・ジャパンと業務提携し、首都圏「チケットぴあ」販売ネットワークが拡大。

平成14年1月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
 平成14年4月 広島県広島市に広島事務所（現中四国営業所）を開設。
 平成14年5月 ぴあシティ・ネット株式会社の第三者割当増資を引受け連結子会社となる。
 平成14年6月 株式会社サンクスアンドアソシエイツと業務提携し、「チケットぴあ」販売ネットワーク更に拡大。
 平成14年8月 電子チケット事業のサービスインフラ会社ぴあデジタルライフライン株式会社設立。
 平成14年10月 日本チケット・ヴァン・サービス株式会社をぴあ総合研究所株式会社に商号変更（現・連結子会社）。
 平成15年2月 全国セブンイレブン店舗でチケット販売スタート。
 平成15年5月 東京証券取引所市場第一部に指定替え。
 平成15年6月 宮城県仙台市に仙台事務所（現東北営業所）を開設。
 平成15年10月 電子チケット事業商用化開始。
 平成17年3月 ぴあデジタルコミュニケーションズ株式会社とぴあデジタルライフライン株式会社が合併。
 平成17年6月 ぴあデジタルマップ株式会社をけっこんぴあ株式会社に商号変更（現・連結子会社）。
 ぴあシティ・ネット株式会社の全株式を日本みらいキャピタル株式会社に譲渡。
 ぴあインターナショナル株式会社を設立（現・連結子会社）。
 平成17年7月 株式会社グルメぴあをぴあモバイル株式会社に商号変更（現・連結子会社）。
 平成17年8月 PIA ASIA PACIFIC CO., LIMITED を設立（現・連結子会社）。
 平成17年10月 株式会社サークルKサンクスの全店舗にてチケット販売を開始。
 平成18年3月 株式会社ナノ・メディアとの共同出資による株式会社NANOぴあを設立。
 平成18年4月 株式会社セブンイレブン・ジャパンとの業務提携を解消。
 平成19年5月 買収防衛策を導入。
 平成20年6月 凸版印刷株式会社、株式会社経営共創基盤への第三者割当増資を実施。
 平成20年11月 情報誌「ぴあ」（首都圏版）を完全レコメンド型の“ススめる！ぴあ”にモデルチェンジ。
 平成21年2月 持分法適用会社である株式会社NANOぴあ全株式を事業構造改革の一環として同社に譲渡。
 平成21年3月 FULL GOAL COMPANY LIMITED（現・PIA Entertainment(H.K.)CO., LIMITED）（持分法適用会社）とフランチャイズ契約を締結。
 平成21年12月 株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの業務・資本提携契約を締結。
 平成22年4月 連結子会社けっこんぴあ株式会社を受け皿に任意団体「東京音協」を法人化。
 平成22年5月 株式会社ファミリーマートとの業務提携を解消。
 平成22年6月 全国セブンイレブン店舗にてチケット販売を再開。
 情報誌「ぴあ」中部版を休刊。
 平成22年10月 情報誌「ぴあ」関西版を休刊。
 平成23年1月 東京都渋谷区東に本社移転。
 平成23年7月 情報誌「ぴあ」首都圏版を休刊。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社7社及び関連会社3社により構成されており、レジャー・エンタテインメント領域において、ライブ・エンタテインメント関連事業、メディア・コンテンツ事業を主たる業務としています。

(1) 当社グループの事業概要

①ライブ・エンタテインメント関連事業

a. チケット販売

当社の興行チケット予約販売システム「チケットぴあ」は、昭和59年（1984年）にスタートした日本初のコンピュータオンラインネットワークによるチケット販売システムです。当システムでは、音楽、演劇、スポーツ、映画及びレジャー等様々なレジャー・エンタテインメントのチケットが、年間で延べ約150,000公演分登録され、総発券枚数は約6,200万枚（平成24年3月期）にのぼる、日本最大級の取扱規模となっています。また、当社のライブ・エンタテインメント関連事業の売上高は、97,163百万円（平成24年3月期）に達しています。

チケット販売ネットワークは、平成22年11月よりセブーンイレブンでの直接販売もスタートし、平成24年3月31日現在、全国約20,000カ所（サークルKサンクス及び「チケットぴあ」店舗を含む）を有しております。さらに、コールセンターにて予約受付を行うほか、インターネットでは24時間販売を行い、ユーザーの利便性向上に努めています。

当社は、規模を問わない約29,000社にのぼる興行主催者と取引を行うとともに、大手興行主催者とのネットワーク接続も展開し、ファンクラブ会員へのチケット販売等、主催者独自の票券管理業務にも「チケットぴあ」システムを提供しております。また、劇場、ホール及びスタジアム等にもネットワーク接続が広がっています。

この他にも、主要なクレジットカード会社と提携し「チケットぴあ」の端末を導入しています。クレジットカード会社はそれぞれの会員向けに「チケットぴあ」システムを使用してチケット販売を行っています。加えて、「アフターファイブクラブ」という企業内の福利厚生活動をサポートする法人会員組織を運営し、加盟している大手企業向けに、「チケットぴあ」によるチケット販売を行っています。

これらのチケット販売を支えるプロモーション・メディアとしては、ウェブサイト「@ぴあ」、「チケットぴあ」をはじめとするモバイルサイト、スマートフォンサイト、法人会員「アフターファイブクラブ」向け会報誌「アフター5クラブマガジン」等の自社メディア（株式会社東京音協との共同発行）をはじめ、提携コンビニエンスが発行するフリーペーパー、提携クレジットカード会社が発行する会報誌があり、さらに新聞、ラジオ及びテレビ等マスメディアと提携して実施する興行告知および興行主催者が行う興行広告などもあり、「チケットぴあ」の販売展開をサポートしています。

b. 会員制度

当社は、「チケットぴあ」の開始と同時に会員制度もスタートさせました。会員にはクレジット機能を持つ「ぴあカード」を発行し、3,990円（税込み）の年会費により様々なサービスを提供しています。一般販売に先駆けてチケット販売を行うチケット先行予約、会員だけが利用できる専用電話番号、独自の通信販売や映画館、劇場、遊園地等アミューズメント施設の料金割引などのサービスにより、会員数は平成24年3月31日現在約21万人となっており、その会費収入は当社グループの安定した収益源のひとつとなっています。さらに、「チケットぴあ」のウェブサイト上での様々なサービスが受けられる会員組織「ぴあ会員」（会員数平成24年3月31日現在約962万人）も運営し、インターネット上でのチケット販売や、会員限定の抽選チケット販売等のサービスを提供しています。

また、「チケットぴあ」システムと「ぴあカード」のノウハウを活用し、劇団四季「四季の会」や新国立劇場友の会「クラブ・ジ・アトレ」、阪急電鉄「宝塚友の会」、吉本デベロップメント「よしもと友の会」をはじめとした他社の会員管理業務を代行するビジネスも展開しています。

c. t o t o 業務

平成11年12月、スポーツ振興政策の財源確保の手段として導入されたスポーツ振興くじ（t o t o）の販売・払戻し等の運営管理業務を目的として、日本スポーツ振興くじ株式会社が設立されました。当社は、専門業務を行う中核8社のひとつとして、会員組織の運営管理業務、店舗における販売促進のためのプロモーション活動及び販売店教育を担当してきました。

また、同社は平成17年12月より t o t o くじの発売元である独立行政法人日本スポーツ振興センターに業務を承継しており、当社も同時期より同社に替わって独立行政法人日本スポーツ振興センターより委託を受けてチケット販売店舗において t o t o の販売業務を行っています。

d. 票券管理業務

当社は、これまでのチケット販売によって蓄積されたノウハウを活用した票券管理業務も行っていきます。国際イベントへの協力も多く、平成10年（1998年）開催の長野オリンピックでは、チケットマネジメントのカテゴリにおけるオフィシャルサプライヤーとしてチケット販売管理業務を受託しました。平成14年5月開催のサッカー「2002 F I F Aワールドカップ」においても、「2002 F I F Aワールドカップ日本組織委員会」よりチケット販売管理業務を受託し、チケットセンターの電話問い合わせ対応、申し込みガイドの製作、抽選処理、入金管理、チケット販売に関するコンサルティングなどで協力しました。

また、ホール、スタジアム等の様々なイベント施設に対して、施設の運営に必要なチケット管理システムの提供、関連業務サポート、興行の紹介等も含めた総合的なサービスを提供しています。これらのサービス及びシステムは平成24年3月31日現在、新国立劇場や東京宝塚劇場、サントリーホール、日産スタジアム等をはじめとする全国35カ所の施設で採用され、稼動しています。

e. グループ企業との関係

当社グループのライブ・エンタテインメント関連事業は、首都圏・関西・中部・九州・北海道をはじめ、全国に広がっています。全国各地の興行主催者から当社が直接チケットを仕入れ、販売を行っていますが、中部地区においては、地元の有力な興行主催者をはじめとした、地元有力企業と合併で設立した「チケットぴあ名古屋株式会社」を通してチケットの仕入れを行っています。九州地区においても同様に、地元有力企業と合併で設立した「チケットぴあ九州株式会社」を通じてチケットの仕入れを行っています。

また、企業の福利厚生サービスを強化すべく「株式会社東京音協」を通じて興行主催、レクリエーション、イベント開催などを行っています。

②メディア・コンテンツ事業

a. 出版

当社グループは、レジャー・エンタテインメント領域においてイベントやキャラクターと連動する等、話題の情報を満載したムックス（別冊）等を刊行しています。こうした出版物は、チケット事業とのシナジーを高めています。更には、リスクを抑えた受託型出版物である「月刊スカパー！」や、「セブン-イレブン」で配布するフリーペーパー「7（セブン）ぴあ」、「サークルKサンクス」では「KARUWAZA STYLE」など、従来の出版業界構造とは異なる新しい出版形態を開発し収益構造の安定化に注力しています。

また、デジタルネットワーク社会の浸透に伴い、エンタテインメント情報を紙メディアだけではなく、w e b、携帯電話、スマートフォン、放送等の様々なメディアを用いたクロスメディア型事業も推進しています。

主な出版物は、以下の通りです。

- | | |
|------------|--|
| (定期刊行誌) | ウレぴあ |
| (ムックス) | 季節限定ぴあ、グルメシリーズ、ファミリーシリーズ、エリア特化型シリーズ等 |
| (書籍) | 定期刊行誌連載企画のスピンアウト型書籍、書き下ろし書籍、写真集等 |
| (受託型) | 月刊スカパー！ |
| ・有料情報型出版物) | 7ぴあ（セブーンイレブン限定フリーペーパー）、
KARUWAZA STYLE（サークルKサンクス限定フリーペーパー）等 |

b. 情報サービス

自社のレジャー・エンタテインメント情報を、ウェブサイトやネットワークメディアを通じて提供するとともに、各種ゲーム等のモバイルコンテンツサービスを展開しています。

c. グループ企業との関係

当社グループ内では、当社がレジャー・エンタテインメント情報を蓄積、デジタル化し、インターネット上で情報の配信を行っています。

「ぴあデジタルコミュニケーションズ株式会社」は、当社のデジタルコンテンツの販売に加え、メディアコンサルティングサービス並びに各種ゲーム等のモバイルコンテンツ事業を営んでいます。

(2) 文化支援活動

当社グループは創業時より、「若い才能を応援する」という当社グループの企業理念に基づき、文化支援活動を積極的に展開しております。これらの活動は企業の社会的役割を全うするとともに、市場の活性化と「ぴあ」ブランドの強化に貢献しています。

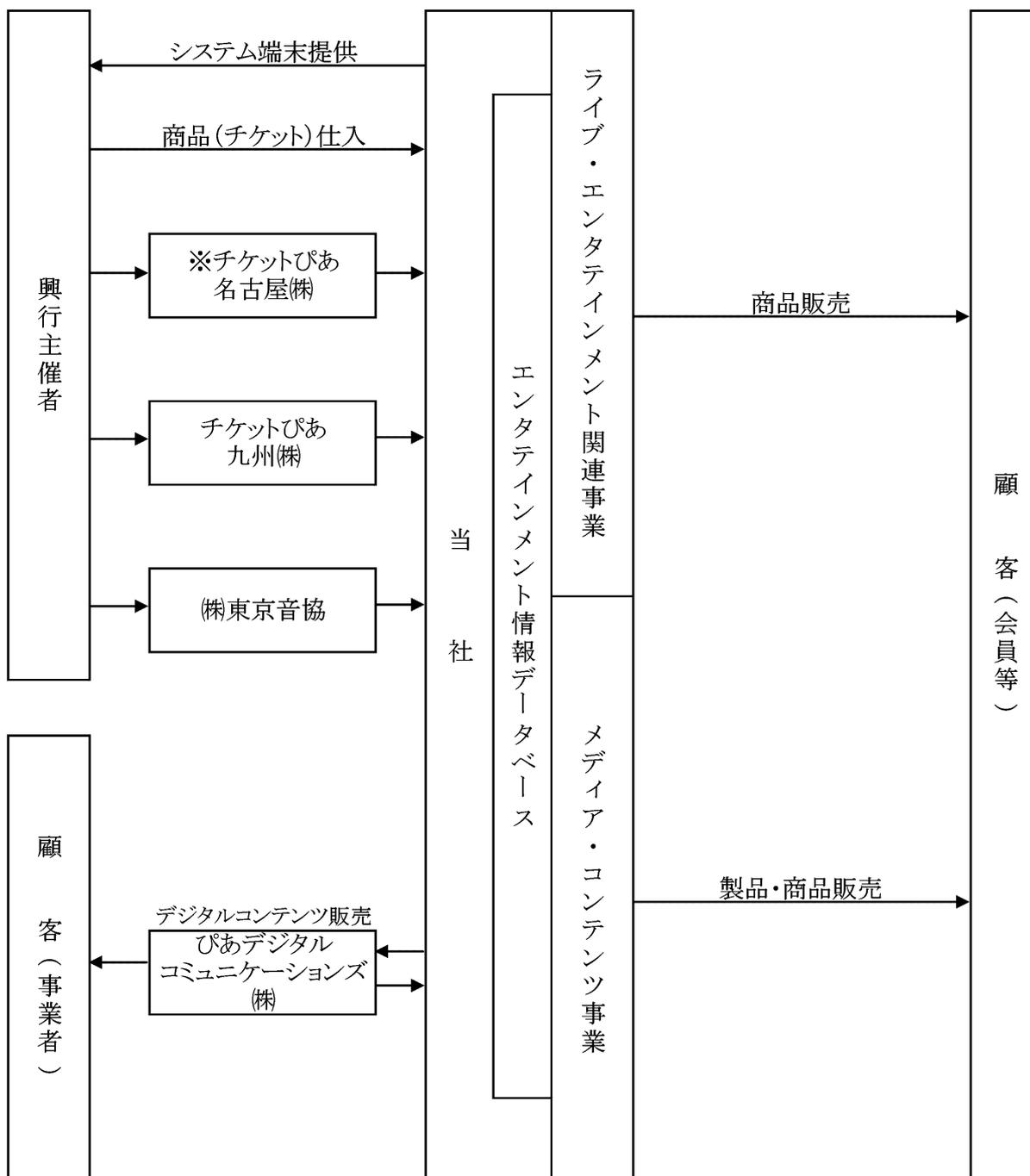
・ぴあフィルムフェスティバル（PFF）

PFFは、1977年12月東映大泉撮影所で開催された、映画、演劇、音楽の総合イベント「ぴあ展」での「自主製作映画展」からスタートしました。以降、自主製作映画を対象とした日本初の本格的なコンペティションをメインプログラムとした映画祭として、また、映画の新しい才能の発掘と育成を目指す活動として、毎年開催しており、当期で33回目を迎えました。PFF出身で活躍している映画監督は80名を超え、PFFは映画界における数少ないプロへの登竜門として日本映画界活性化へ貢献しています。第32回より公益財団法人ユニジャパンとの共同主催となり、産学共同で推進する映画祭として社会的価値を高めています。

PFFアワードは「ぴあフィルムフェスティバル」のコンペティション部門であり、全国から応募された毎回600本にも及ぶ作品の中から入選作品を一般公開し、最終日にはグランプリほか各賞を発表します。

PFFスカラシップは、1984年からスタートした映画の製作援助システムで、PFFアワード受賞者が次回作の企画を提出し、その中から「将来最も期待するフィルムメーカー」を選んで制作費（上限3,000万円）を援助するものです。

当社グループの系統図について図示すると次の通りであります。



無印 連結子会社

※ 関連会社で持分法適用会社

(注) 上記4社の他に連結子会社として、「ぴあ総合研究所(株)」、「ぴあモバイル(株)」、「ぴあインターナショナル(株)」及び「PIA ASIA PACIFIC CO., LIMITED」があり、持分法適用の非連結子会社として「PIA Entertainment(H.K.)CO., LIMITED」があります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ぴあデジタルコミュニケーションズ㈱ (注) 2	東京都渋谷区	100 百万円	メディア・コンテンツ事業	100.0	当社のデジタル情報の販売、企画及びサイトの運営管理。 役員の兼任あり。
ぴあ総合研究所㈱	東京都渋谷区	10 百万円	メディア・コンテンツ事業	100.0	市場調査研究（特にレジャー・エンタテインメント分野）の提供。 役員の兼任あり。
ぴあモバイル㈱	東京都渋谷区	60 百万円	メディア・コンテンツ事業	100.0	当社のインターネットの運営管理。 役員の兼任あり。
チケットぴあ九州㈱	福岡市中央区	30 百万円	ライブ・エンタテインメント 関連事業	83.3	興行チケットの九州地域での仕入れ。 役員の兼任あり。
㈱東京音協	東京都渋谷区	30 百万円	ライブ・エンタテインメント 関連事業	63.3	企業の福利厚生向けチケット販売。 役員の兼任あり。
ぴあインターナショナル㈱	東京都渋谷区	100 百万円	メディア・コンテンツ事業	61.8	国内・外の企業間の提携等に関するコンサルティング業。 役員の兼任あり。
PIA ASIA PACIFIC CO., LIMITED (注) 2, 3, 4	中国香港	48,019,598 HK \$	メディア・コンテンツ事業	46.0 (46.0) [20.8]	中国エリアにおけるチケット及び出版事業会社へのコンサルティング。 役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) チケットぴあ名古屋㈱	名古屋市東区	100 百万円	ライブ・エンタテインメント 関連事業	25.0	興行チケットの中部地域での仕入れ。 役員の兼任あり。

(注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 「ぴあデジタルコミュニケーションズ㈱」及び「PIA ASIA PACIFIC CO., LIMITED」は、特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

4. 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ライブ・エンタテインメント関連事業	161 (373)
メディア・コンテンツ事業	56 (70)
報告セグメント計	217 (443)
その他	— —
全社（共通）	35 (13)
合計	252 (457)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
217 (444)	39歳8ヶ月	13年4ヶ月	5,798,314

セグメントの名称	従業員数（人）
ライブ・エンタテインメント関連事業	134 (360)
メディア・コンテンツ事業	53 (70)
報告セグメント計	187 (431)
その他	— —
全社（共通）	30 (13)
合計	217 (444)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として、記載されている従業員数は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社には、労働組合はありません。また労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響に加え、欧州の金融不安による株価の低迷や円高等により、依然として先行き不透明感が強いものの、震災後の復興需要や個人消費にも改善傾向が見られるなど、景気の低迷から一部持ち直す兆しも見られております。

国内レジャー・エンタテインメント領域におきましては、震災の影響によるイベントの開催中止・延期が当社取扱い興行だけでも約2,400興行6,300公演に及ぶなど厳しい状況でしたが、震災からの復興が進むにつれ回復基調で推移いたしました。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、チケット販売の大幅な伸長が見られたことや前2期に断行した各種構造改革及びコスト削減による効果により、メディア・コンテンツ事業における震災影響やレジャー関連商品を中心とした販売・広告収入の減少があったものの、過去最高の連結売上高を達成し、売上・利益共に当初予想を上回るかたちで2期連続の最終黒字化を実現しております。

以上の結果、当社グループの当期の業績は、連結売上高1,019億47百万円(対前年同期比110.0%)、営業利益86百万円(対前年同期比32百万円増加)、経常利益93百万円(対前年同期比62百万円増加)、当期純利益87百万円(対前年同期比4百万円減少)となりました。

セグメント別の営業概況は、次のとおりであります。

[ライブ・エンタテインメント関連事業]

チケット販売は、期初は一部震災の影響が見られたものの、第3四半期以降、大型興行（「Mr.Children」、「東方神起」、「浜崎あゆみ」他）の販売が好調に推移いたしました。また、お客様の利便性向上や購買行動の促進を図ってきたインターネットでのチケット販売も順調に拡大しており「びあ会員」はまもなく1,000万人を突破するところまで伸張しております。その結果、売上高は971億63百万円（対前年同期比111.3%）、営業利益は10億99百万円（対前年同期比4億37百万円増加）となりました。

[メディア・コンテンツ事業]

震災の影響により、前期末に発刊した不定刊誌の返本が増加したことに加え、レジャー関連MOOK本の販売が減少するなど厳しい状況で推移いたしました。一方、「びあ」（首都圏版）の休刊や新たな取り組みとしてWEB・雑誌・店舗を連動させたユーザー参加型の新しいビジネスモデルの創出を目的とした「ウレびあ」サービスのスタート等、構造改革を推進しております。その結果、売上高は46億82百万円（対前年同期比89.4%）、営業損失は1億63百万円（対前年同期比3億86百万円悪化）となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローでの62億14百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローでの3億70百万円の減少及び財務活動によるキャッシュ・フローでの5億16百万円の増加により、前連結会計年度末と比べ63億60百万円増加し、当連結会計年度末には、158億57百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、62億14百万円（前連結会計年度は46億36百万円の収入）となりました。この主要因は、税金等調整前当期純利益が83百万円、減価償却費が15億6百万円、売上債権の増加が50億55百万円、仕入債務の増加が89億43百万円及び前受金の増加が4億15百万円であったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、3億70百万円（前連結会計年度は5億93百万円の支出）となりました。この主要因は、無形固定資産の取得による支出が2億6百万円、本社移転に伴う有形固定資産の取得による支出が1億38百万円であったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、5億16百万円（前連結会計年度は61百万円の収入）となりました。この主要因は、金融機関からの借入による収入が14億円及び借入金の返済による支出が8億80百万円であったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比 (%)
ライブ・エンタテインメント関連事業 (千円)	—	—
メディア・コンテンツ事業 (千円)	3,511,588	89.9
合計 (千円)	3,511,588	89.9

- (注) 1. 金額はセグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比 (%)
ライブ・エンタテインメント関連事業 (千円)	83,155,348	111.3
メディア・コンテンツ事業 (千円)	—	—
合計 (千円)	83,155,348	111.3

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループ（当社及び連結子会社）は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比 (%)
ライブ・エンタテインメント関連事業 (千円)	97,163,925	111.3
メディア・コンテンツ事業 (千円)	4,682,401	89.4
その他 (千円)	100,751	68.4
合計 (千円)	101,947,078	110.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1)当社グループでは、平成20年1月の新チケットシステム移行時の不具合に起因した業績の悪化を受け、大幅なコスト削減を主とする抜本的な事業構造改革を中心とした中期経営計画（平成20年度～22年度）を策定し、これを基に収益構造の盤石化を推進してまいりました。

その後、東日本大震災の影響がありながら、当期（平成23年度）も前期に引き続いて2期連続の黒字化を達成しました。このたび平成24年7月に創業40周年を迎える次期（平成24年度）を初年度とする新たな中期事業計画（3カ年）を策定し、中長期的成長への対応を進めつつ、連単安定黒字基盤の確立に向け、役員・社員一丸となって経営努力を積み重ねて参ります。

今般、新たに策定した、中期事業計画の概要は以下の通りであります。

①インターネットの更なる活用

レジャー・エンタテインメント領域の情報流通とトランザクションがインターネット上にリンク、或いはシフトしていく中で、ぴあのブランド・サービス・プラットフォーム・メディアをインターネット上で磨き上げ、「エンタテインメントといえば“ぴあ”」という時代を創ります。

②経営資源の選択と集中

レジャー・エンタテインメント領域への経営資源配分をより戦略化し、効率化することで、展開中の大小様々な事業・サービスの競争力強化を推進します。また、これを目的に、従来2つに分かれていた事業セグメントを統合いたします。

③アライアンス戦略の推進

外部の企業・外部のサービスとの連携・アライアンスをこれまで以上に推進し、成長速度を加速します。

上記の事業展開を積み重ねることによって、次のような経営成績の実現を目指して参ります。

<連結ベース>

(単位：百万円)

	実績	計画値		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
売上高	101,947	100,000	110,000	120,000
営業利益	86	200	600	1,000
経常利益	93	170	600	1,000
当期利益	87	150	500	900
営業CF	6,214	3,000	4,000	5,000

(2)株式会社の支配に関する基本方針について

① 本基本方針の内容

当社の企業価値の源泉は、①' チケット流通とエンタテインメント情報メディアを車の両輪として、ユーザーとエンタテインメント業界双方にソリューションを提供するというユニークなビジネスモデルの確立と不断の楽しさあふれる商品・サービス提供、②' エンタテインメント業界における広範囲な企業連携及び人的ネットワークの構築、③' 各種レジャー・エンタテインメント情報をユーザーの目線で編集、企画、広告等を行うことができるノウハウ等の蓄積、④' 企業理念（「ひとりひとりが生き生きと」）をベースとしたPIA IDENTITY（平成10年策定）に基づく経営革新努力等の相乗効果による「ぴあブランド」の構築とこのようなブランドバリューの最大限の活用にあると認識しております。

当社グループとしましては、このような「ぴあブランド」の更なる強化、進化を通じながら、ぴあの企業理念である「ひとりひとりが生き生きと」が広範に実現する豊かな社会の発展に貢献して参りたいと考えております。これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

一方、当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、株主の皆様が株式の大量買付等の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示し、株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を提供しないもの、経営方針・投下資本の回収方針等の十分な情報を合理的な期間内に提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、または、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不

十分もしくは不適當であるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等があることを否定することはできません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白な濫用的買収を行う場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。また、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入等を株主総会において決議し、当該対応策の内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることとします。

② 本基本方針の実現に資する特別な取組み（以下「企業価値向上等への取組み」といいます。）

この間、当社は当社グループの企業価値、株主共同の利益の向上に向けた各種取組みを進めております。即ち、上場以来、ぴあファンの方々に当社株主になって頂くことを念頭に、個人株主の形成に向けた様々な施策（株主優待の充実、株主アンケート等）に取組み、高い個人株主比率を実現しております。

そうした中で、業績面では、中期3カ年経営計画（平成20年度～平成22年度）を策定し、早期の連単黒字収益基盤の確立を急ぐべく、不転退の覚悟で、その達成に向け経営努力を重ねて参りました。

具体的には、現事業構造の抜本的改革を断行し、まザライブ・エンタテインメント関連事業への集中と基盤強化を図りつつ、優良な顧客基盤を活用し、ライブ・エンタテインメント関連事業を中核に据え、メディア・コンテンツ事業で培ったノウハウを活かした新たな成長事業への着手による連単安定黒字基盤の確立を目指して参りました。その結果、平成22年度（平成23年3月期）において連単黒字化を達成し、平成23年度（平成24年3月期）には東日本大震災の影響がありながらも2期連続で黒字化を達成するなど着実に改善いたしております。また、平成24年7月に創業40周年を迎える次期（平成24年度）を初年度とする新たな中期事業計画（3カ年）を策定し、中長期的成長への対応を進めております。

更にこうした事業展開と平仄を併せる形で内部統制システムの整備等を着実に進めるとともに平成21年12月にはセブン&アイグループとの業務・資本提携を締結する等、財務基盤の強化も適宜図っております。

③ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

イ. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するためのものです。

平成24年3月31日現在、当社の株主構成は現経営陣による安定的な状況となっており、当社役員の所有株式数合計の議決権比率（以下「議決権比率」といいます。）は28.2%であります。しかしながら、当社役員の議決権比率は、上場直後である平成14年3月31日現在の52.0%から、この10年間で、約24%低下しております。また、当社グループの中核であるチケット事業の基盤を成す今後恒常的に発生するシステム投資や中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等に伴う資金調達的手段として、または自己資本の充実のため、資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には当社役員の議決権比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の異動等によって議決権比率が低下する可能性もあり、また、当社は上場会社であることから、大株主である役員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

こうした事情を鑑み、当社は、当社株式に対する大量買付等により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、本基本方針に定められた通り、特定の者による株式の大量買付等に応じるか否かは、最終的には

株主の皆様が委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様がこの判断を適切に行うためには、買付者等から必要な情報の提供を受けること、取締役会から必要な情報や代替案の提示を受けること、および、これらのために必要な時間を確保することが必要不可欠であり、これらの情報を収集し、株主の皆様へに伝達するのは、株主の皆様への負託を受けて会社経営の任にあたる取締役会の責務であると考えております。にもかかわらず、買付者等が必要な情報を合理的な期間内に提供しない場合、または、これらのために必要な時間、もしくは当社取締役会が株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を確保しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護の観点から、取締役会は原則として速やかに対抗措置の発動を行う必要があると考えております。また、買付者等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買付を行う場合にも、同様であると考えております。さらに、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適当なものである場合等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある場合には、対抗措置の発動を行うか否かの判断は、企業価値及び株主共同の利益を図るべく経営の任にあたる取締役会の責務を踏まえつつも、最終的には株主の皆様へに委ねることが適切であると考えております。そして、これらの過程において、取締役会が万が一にも恣意的に行動することがないように、それを防ぐための措置を講ずることも必要であります。

このような観点から、本プランにおいては、中立かつ独立の立場から勧告を行う独立委員会を設置し、当社取締役会がその勧告を最大限尊重する形で手続を進めることとします。

ロ. 本プランの内容

本プランの内容は以下の通りであります。

(a) 本プランの概要

下記(b)(i)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①' 買付者等が当社取締役会および独立委員会に対し当該買付等に関する必要かつ十分な情報を独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②' 独立委員会のための一定の検討期間が経過し、かつ③' 当社取締役会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで（当社取締役会が対抗措置の発動の是非について株主の皆様へ意思を問う株主総会を招集した場合には、株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで）は、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

(i) 買付者等に対する情報等の提供の請求

下記(b)(i)に定める買付等が行われる場合、当社は買付者等に対し事前に書面で買付等の目的および条件等の情報を合理的期間内に提出していただくことを求めます。

(ii) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、独立委員会に対し上記情報を提供し、対抗措置の発動の是非等について諮問します。

(iii) 独立委員会の検討および勧告

独立委員会が必要と認める場合、買付者等に対し合理的期間内に追加情報の提供を求め、また取締役会に対しても合理的期間内に適宜必要と認める情報、資料等の提示を求めることができます。独立委員会は、原則として当社取締役会および独立委員会に対する買付説明書（下記(b)(ii)で定義され、買付説明書に関する補足説明または追加提出された買付説明書等を含みます。以下同じ。）の提出が合理的期間内に完了した日から所定の期間内に当社取締役会に対し、勧告内容を書面にて提出します。

(iv) 取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合は、対抗措置の発動を決議することができ、また、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす濫用的買付等（下記(b)(v)で定義されます。）に該当すると認めた場合にも、対抗措置の発動を決議することができます。また、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると勧告した場合、当社取締役会は原則として株主総会を招集して対抗措置の発動を付議し、対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることにより、対抗措置の発動の具体的内容を決議することができるものとします。

(v) 対抗措置

対抗措置は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、買付等に対し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図る上で、必要かつ相当な措置（株式の発行、自己株式の処分もしくは株式無償割当てまたは新株予約権の発行もしくは新株予約権無償割当て等）の中からその時点で当社取締役会が最も適切であると判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議されるものとします。

(b) 買付等の開始から対抗措置の発動または不発動の決議までの手続

(i) 買付等

本プランが定める手続は、当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち下記のいずれかに該当するもの（以下「買付等」といいます。）に適用されます。

①' 当社が発行者である株券等（※1）（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者（※2）およびその共同保有者等（※3）の株券等保有割合（※4）が20%以上となる買付等（※5）

②' 当社株券等について、公開買付（※6）を行う者の株券等の株券等所有割合（※7）およびその特別関係者等（※8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

（※1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等（①' の場合）もしくは同法第27条の2第1項に定義される株券等（②' の場合）またはその双方（その余の場合）をいいます。

（※2）金融商品取引法第27条の23第1項の保有者および同条第3項によって保有者に含まれる者をいいます。

（※3）金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者ならびに保有者または共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者をいいます。

（※4）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合（ただし、重複する保有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。

（※5）①' において金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。

（※6）金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。

（※7）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合（ただし、重複する所有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。

（※8）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者および公開買付けを行う者またはその特別関係者との間で公開買付けを行う者・特別関係者間の関係と類似した関係にある者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項に定める者を除きます。

(ii) 買付者等に対する情報等の提供の請求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対し、①買付者等の概要（名称、住所、設立準拠法、代表者の役職および氏名、会社等の目的および事業内容、大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要、ならびに国内連絡先）、②買付者等が現に保有する当社株券等の数および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社株券等の取引状況、ならびに③提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社株券等の第三者への譲渡等、重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます。）その他の目的がある場合には、その旨およびその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨を記載した当社所定の書式による「意向表明書」を日本語にて提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から意向表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会ならびに独立委員会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて買付者等に交付します。その後、買付者等には当社取締役会に対し、本必要情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を回答期限内に日本語にて提出していただきます。本必要情報の具体的内容は買付者等の属性、買付等の目的および内容により異なりますが、概ね下記①'ないし⑩'の情報を含みます。

当社取締役会は、買付説明書の情報等が株主の皆様の判断または当社取締役会もしくは独立委員会の意見形成のために十分でないと認めた場合には、買付者等に対し、合理的な回答期限を設けて、当社取締役会が相当と認める方法で、買付説明書の補足説明または追加資料等の提出を求めることができます。なお、当社取締役会は、提出された買付説明書を評価検討し、当社取締役会としての意見を公表することができるものとし、さらに必要に応じて買付者等と買付等に関する条件改善等について交渉し、当社取締役会として株主の皆様および独立委員会に対し代替案を提示することができるものとします。

①' 買付者等および買付等に関して買付者等と意思の連絡のある者（特別関係者等、共同保有者等、（当該買付者等とは別に存在する場合は）振替口座簿上の株主および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験および他の買付者等との具体的関係等に関する情報を含みます。）

②' 買付等の目的（意向表明書に記載していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の種類および価額、買付等の時期、それに関連する取引の仕組みおよび買付等の方法の適法性ならびに買付等の実現可能性に関する情報を含みます。）

③' 買付等の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の詳細を含みます。）

④' 買付等のための資金の調達方法（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、当該資金に関して買付者等の有する当社株券等その他資産等への担保権設定の状況および予定ならびに調達に関連する取引の内容等を含みます。）

⑤' 買付者等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

⑥' 買付者等が買付等において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、合意の相手方および合意の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

⑦' 買付等の後の当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策、資産運用計画（売却等を予定される場合はその内容等を含みます。）、投下資本の回収方針およびそれらを具体的に実現するための施策

⑧' 買付者等の事業と当社および当社企業集団の営む事業との統合および連携等に関する事項ならびに買付者等と当社ないし当社のほかの株主との利益相反を回避するための具体的施策

⑨' 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

⑩' 買付等の後の当社および当社企業集団の中長期的に持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策およびそれにより中長期的に企業価値が向上される根拠

⑪' その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要であると認める事項

(iii) 独立委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問機関として、買付者等および買付等に係る評価および対抗措置の発動または不発動の勧告

等を取締役会へ行う独立委員会を設置します。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した3名以上の委員で構成されます。なお、本プランにおいては独立委員会委員に佐久間昇二氏、平野英治氏、江原伸好氏および宮原守男氏の4氏にご就任いただいております。

当社取締役会は、買付者等から買付説明書の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に提供し、当該買付者等による買付等に対する対抗措置の発動の是非その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上に関する事項について諮問します。ただし、当社取締役会が相当と判断したときは、買付説明書の提出を受けるより前に、独立委員会に対し諮問することができるものとします。

(iv) 独立委員会の評価手続

独立委員会は、買付説明書の内容が十分でないと認めるときは、直接または当社取締役会を通じて買付者等に対し、合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて、独立委員会が相当と認める方法で買付説明書の補足説明または追加資料等を求めることができます。また、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会に対しても、合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて、独立委員会が相当と認める方法で、当該買付等および買付説明書に対する意見、当社取締役会の決定している事業施策等ならびにそれらの正確性および正当性を基礎づける資料の提出を求めることができます。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、独立委員会は、相当と認めるときは、取締役会または買付者等と協議・交渉することができます。

(v) 独立委員会の勧告

独立委員会は買付説明書の提出が完了した後、最長60日間（以下「独立委員会検討期間」といいます。ただし、必要な範囲で延長・再延長ができるものとし、延長・再延長する場合には、その旨、延長・再延長の期間および延長・再延長の理由の概要を開示するものとします。）以内に勧告の内容を書面にて作成し、これを当社取締役会に提出します。

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①'ないし⑤'に該当する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買付等（以下「濫用的買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥'ないし⑨'に該当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合において対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またこれらに該当しないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。

さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動の決定をした後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。

当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

①' 当社の株券等を買占め、当該株券等につき当社またはその関係者等に対して高値で買取りを要求することを目的とする場合

②' 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に当該買付者等またはその関係者等の利益を実現する経営を行うことを目的とする場合

③' 当社の資産等を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保または弁済原資として流用することを予定する場合

④' 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせ、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等を高値で売り抜けることを目的とする場合

⑤' 強圧的二段階買付（最初の買付等で当社株券等全部の買付等を勧誘することなく、二段階目の買付・取引条件を不利に設定し、または二段階目の買付・取引条件を明確にしないで公開買付等による株券等の買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある場合

⑥' 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の顧客・ユーザー、従業員、労働組合、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合

⑦' 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、「ぴあブランド」の維持またはサービスインフラ事業としての公共的性格もしくは顧客・ユーザーの利

益に重大な支障をきたすおそれのある場合

⑧' 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客・ユーザー、従業員、取引先等との関係または当社の「びあブランド」の価値を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

⑨' 買付者等が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合

(vi) 取締役会による決議

①' 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

②' 濫用的買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記(v)①' ないし⑤' に相当する等、濫用的買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、原則として株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができます。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、当該買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況等を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは株主総会の決議を経た上で、対抗措置の発動を決議することができます。さらに、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。

③' 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が上記(v)⑥' ないし⑨' に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、原則として株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

④' 対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めるときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

⑤' 取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領後10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

(vii) 対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当てを中止または停止し、新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

(viii) 情報の公表

当社取締役会は、法令および証券取引所規則等に従い適時開示を行うほか、下記①' ないし⑥' に掲げる情報を公表します。

①' 買付者等からの意向表明書、買付説明書の提出があったこと、および買付説明書の提出が完了したことを各々提出が完了された後、遅滞なく公表します。

②' 買付説明書の内容および当社取締役会が独立委員会に提出した意見ならびに事業施策等のうち、独立委員会が相当と認めた情報を独立委員会が決定した公表時期に公表します。

③' 独立委員会の勧告のうち、独立委員会が相当と認めた情報を当社取締役会が勧告に係る書面を受領後、遅滞なく

公表します。

④' 独立委員会検討期間の延長・再延長に係る決定（その理由および内容の要旨を含みます。）について、各々独立委員会が決定後、遅滞なく公表します。

⑤' 対抗措置の発動もしくは不発動、または発動後の中止、停止もしくは変更について、取締役会が決定した後、遅滞なく公表します。

⑥' 対抗措置の発動について、株主総会を招集するときは、その旨、株主総会の期日、場所および議題ならびに議案の要旨を当社取締役会決議後、遅滞なく公表します。

(ix) 株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときであっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。このほか、株主総会の招集は、買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況などを勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告したときは、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。なお、上記いずれの場合においても、当社取締役会は株主総会を招集する旨の決議後、次期定時株主総会に諮ることが適当であると判断される場合等を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

(c) 新株予約権の無償割当ての主な内容

当社は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て等、必要かつ相当な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

対抗措置として新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てにより割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）を実施する場合の主な内容は以下のとおりです。

(i) 本新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(ii) 本新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(iii) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(iv) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(v) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(vi) 本新株予約権の行使条件

次の①' から⑥' に規定する者（以下「特定買付者等」と総称します。）および／または当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める者は、原則として本新株予約権を行使できません。

①' 特定大量保有者（※9）

②' 特定大量保有者の共同保有者等

③' 特定大量買付者（※10）

④' 特定大量買付者の特別関係者等

⑤' 上記①' ないし④' に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けも

しくは承継した者

⑥' 上記①' ないし⑤' 記載の者の関連者（※11）

（※9）当社株券等の保有者で、当社株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者を行います。

（※10）公開買付けによって当社株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者等の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者を行います。

（※11）ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者を行います。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）を行います。

(vii) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(viii) 当社による本新株予約権の取得

当社は、いつでも特定買付者等以外の株主が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1株を交付することができます。その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

(d) その他

上記(b)ないし(c)に定めるほか、本新株予約権無償割当てに必要な事項、独立委員会規程、その他本プランの具体的な運用に必要な事項等については、別途当社取締役会が定めるものとします。また、法令の新設または改廃により、上記(b)ないし(c)に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記(b)ないし(c)に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(e) 本プランの継続、有効期間、廃止および変更

本プランは、平成23年6月25日開催に定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただいております、その時点において継続されております。

本プランの有効期間は、当該定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更することがあります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

(f) 本プランが株主および投資家の皆様等へ与える影響

本プランは、当社株主および投資家の皆様が当社株式の大量買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、または代替案を提示するために必要な時間を確保するものです。また、買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合、濫用的買付等であると認められる場合、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保のため当社株主総会または当社取締役会において対抗措置の発動を行えるようにするものです。本プランにより、当社株主および投資家の皆様が当社株式の大量買付等の是非を適切に判断されることが可能となり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3.(2)ロ(b)に記載した通り、買付者等が本プランに定める手続を遵守するか否かにより買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や買付者等の動向にご注意ください。

(i) 本プラン継続時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの継続時点においては新株予約権無償割当て等の対抗措置は実施されませんので、当社株主および投資家

の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。

(ii) 対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様と与える影響

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める濫用的買付等であると認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益確保を目的として、必要かつ相当な措置の中からその時点で当社取締役会が最も適切であると判断した対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（特定買付者等を除きます。）が法的権利および経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、本プラン、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により株式を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払い込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として株主の皆様へ当社株式を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社取締役会が新株予約権無償割当ての中止または割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

一方、買付者等については、本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める濫用的買付等と認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利および経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、買付者等が本プランの定める内容に違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

④ 企業価値向上等への取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること

企業価値向上等への取組みは、中期3カ年経営計画の推進等により当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。

また、本プランは、当社株券等の買付者等が買付等に関する必要かつ十分な情報を株主の皆様、当社取締役会、独立委員会に事前に提供すること、および当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動の是非について決議した後のみ当該買付等を開始することを求め、これを遵守しない買付者等に対して当社独立委員会の勧告に基づき当社取締役会または株主総会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本プランに定める手続が遵守されている場合であっても、独立委員会が買付者等の買付等が本プランに定める濫用的買付等であると認め、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会または株主総会が決議した場合には、かかる買付者等に対して当社取締役会または株主総会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

⑤ 企業価値向上等への取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

企業価値向上等への取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

また、本プランも、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会の平成20年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものです。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもつものであること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が意見を取りまとめ、代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために

買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもつものです。

ハ、株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において承認可決されることにより継続されます。また、上記3. (2)ロ(e)に記載した通り、本プランは有効期間を2年間とするいわゆるサンセット条項が付されています。また、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

⑥ 企業価値向上等への取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

企業価値向上等への取組みは、中期3カ年経営計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

また、本プランも、以下の理由により、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ、独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランにおいて、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様にご開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

ロ、合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記③ロ. (b) (vi)に記載した通り、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ハ、第三者専門家の意見の取得

上記③ロ. (b) (iv)に記載した通り、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

ニ、デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記③ロ. (e)に記載した通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社株券等の大量買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

(1) 業績の変動（上期及び下期の偏重を含む）について

当社グループの最近3年間における上期及び下期の業績（経常利益）は、以下の通り推移しております。

主にライブ・エンタテインメント関連事業の収益性の高いイベントの有無により収益が上期又は下期に偏ることがあります。

最近3年間の業績（経常利益）の状況としましては、ライブ・エンタテインメント関連事業の業績は、前々期は第3四半期以降の市況の悪化影響、前期は東日本大震災の影響等により上期に比して下期業績が悪化（経常利益）しておりますが、イベント開催の時期等により、今後も同傾向が継続するとは限りません。また、メディア・コンテンツ事業の業績は、下期に偏重する傾向があります。これは、下期に含まれる3月が入学及び就職シーズンであることから首都圏、関西、中部地域等大都市の「タウンガイド」等MOOKSの発刊及び売上が増加することによりります。

	平成22年3月期		平成23年3月期		平成24年3月期	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
売上高 (百万円)	51,023	44,963	48,747	43,916	47,938	54,009
構成比 (%)	53.2	46.8	52.6	47.4	47.0	53.0
経常利益 (百万円)	△224	△418	16	13	△118	211
構成比 (%)	—	—	54.7	45.3	—	—

(2) キャッシュ・フローの状況の変動について

当社グループのキャッシュ・フローは、当連結会計年度末において、現金及び現金同等物の残高は158億57百万円となっており、前連結会計年度末に比べ63億60百万円増加となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フローでの62億14百万円の増加及び固定資産の取得3億44百万円その他、金融機関からの借入金調達14億円及び借入金返済8億80百万円等を実行した結果であります。

今後とも、資金の効率的な配分を行うとともに、財務基盤強化を検討し、来期以降もキャッシュ・フローの改善を目指して参りますが、資本市場及び銀行業界を取巻く環境変化によっては、資金調達の条件等に影響を与える可能性があります。

(3) 特有の取引慣行に基づく取引について

委託販売制度について

当社グループは、出版業界の慣行に従い、当社が取次及び書店に配本した出版物については、配本後、約定期間（委託期間）内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。

当社グループは、当委託販売制度を採用していることから、出版物の返品による損失に備えるため、会計上必要と判断される額の返品調整引当金を計上しておりますが、返品率の変動により、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 当社グループのシステムについて

情報通信システムのトラブルについて

当社グループのライブ・エンタテインメント関連事業は、コンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故などによって通信ネットワークが切断された場合には、当社の営業は事実上不可能になります。またアクセス増など一時的な負荷の増加によって当社グループのサーバーへのアクセスが困難になったり、システムが停止する可能性があります。更には、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入などの犯罪等によって、当社グループのサイトが書き換えられたり、重要なデータを消去又は不正に入手されたりするおそれもあります。これらの障害が発生しないように現状万全な対応及び体制を敷いておりますが、仮に発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 個人情報の管理について

当社グループは、平成17年4月1日の「個人情報保護に関する法律」施行を踏まえ、既にグループ内において「個人情報取扱ガイドライン」により個人情報の取り扱い管理の向上を図っておりますが、平成18年4月のCSR推進部設置に併せ、セキュリティをより強化するため、ネットワークからの不正アクセス防止対策の強化並びにアクセス権限管理の厳密化等により一層の対策の強化を図っております。

また、CSRへの取り組みとして、CS(カスタマー・サティスファクション)によるお客様へのサービス向上はもとより、緊急事態への対応としてのリスクマネジメントにも現在取り組んでいる最中であり、よりお客様に信頼される企業を目指して鋭意努めております。

上述のように、個人情報の管理も含めCSR全般に取り組んでおり、顧客情報の流出等による問題は発生しておりませんが、今後、顧客情報の流出により問題が発生した場合、当社への損害賠償請求や信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を受ける可能性があります。

(6) 法的規制等について

再販売価格維持制度について

当社の制作・販売している雑誌等の出版物は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)第24条の2の規定により、再販売価格維持制度(以下、再販制度)が認められる特定品目に該当適用しております。

当面は制度維持の方向で進むものと思われませんが、公正取引委員会は、再販制度を維持しながら、消費者利益のため現行制度の弾力的運用を業界に求めていく方針を発表しておりますので、当該制度が廃止された場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 大規模災害による影響について

平成23年3月に発生いたしました東日本大震災のような想定を超える大規模災害が発生する場合は、当社グループの事業活動が制限され、業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループが直接被災しない場合であっても、協力企業その他の被災により、間接的に損害を被る場合もあります。

また、災害等の発生によって、電力等の使用制限による社会インフラ能力の低下、個人消費意欲の低下といった副次的な影響により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの契約

平成17年12月21日付で、当社は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとスポーツ振興くじの販売等に係る「販売業務基本契約」（契約期間、平成17年12月21日から平成25年3月31日まで）を締結いたしております。

(2) 凸版印刷株式会社との契約

平成20年5月29日付で、当社は、凸版印刷株式会社とインターネット関連事業の協業に係る業務提携を締結いたしております。

(3) FULL GOAL COMPANY LIMITED（現 PIA ENTERTAINMENT(H.K.)CO.,LIMITED）との契約

平成21年3月9日付で、当社は、FULL GOAL COMPANY LIMITED（現 PIA ENTERTAINMENT(H.K.)CO.,LIMITED）とフランチャイズ契約を締結いたしております。

(4) 株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの契約

平成21年12月1日付で、当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスと業務・資本提携を締結いたしております。

(5) 株式会社サンクスアンドアソシエイツ（現 株式会社サークルKサンクス）との契約

平成22年6月1日付で、当社は、株式会社サンクスアンドアソシエイツ（現 株式会社サークルKサンクス）とチケット販売業務委託に係る「商品取引基本契約」（契約期間、平成22年6月1日から平成25年5月31日まで、以降自動更新）を締結いたしております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。このため、繰延税金資産、貸倒引当金、返品調整引当金、投資の減損の見積り及び仮定設定の判断に対して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき、継続して評価を行っております。

実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の連結財務諸表の作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を与えると考えております。

①繰延税金資産

当社グループは、税務上の繰越欠損金や企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジュールの結果に基づき判断しております。

②貸倒引当金

当社グループは、取引先の支払不能時に発生する損失の見積り額について、貸倒引当金を計上しております。取引先の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

③返品調整引当金

当社グループは、出版業界の慣行に従い、当社が取次及び書店に配本した出版物については、配本後、約定期間

(委託期間)内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。

当委託販売制度を採用していることから、出版物の返品による損失に備えるため、会計上必要と判断される額の返品調整引当金を計上しておりますが、返品率が悪化した場合、繰入額の増額が必要となる可能性があります。

④投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係の維持のため、特定の取引先及び金融機関に対する少数持分を所有しております。これらの株式には価格変動性が高い公開会社の株式と、株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれます。当社グループは、投資価値の下落が一時的でないかと判断した場合、投資の減損を計上しております。公開会社への株式の投資の場合、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。非公開会社への投資の場合、それらの会社の純資産額が、欠損により50%以上下落した場合に、明らかに回復見込みがある場合を除き、減損を計上しております。

将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失または回収不能が発生した場合には、更に評価損の計上が必要となる可能性があります。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、333億89百万円（前連結会計年度末は229億74百万円）となり、104億14百万円増加しました。流動資産は300億29百万円（同183億13百万円）となり、117億15百万円の増加、固定資産は33億60百万円（同46億60百万円）となり13億円の減少となりました。

流動資産増加の主な要因といたしましては、現金及び預金並びに売掛金の増加によるものです。また、固定資産減少の主な要因は、ソフトウェアの減価償却によるものであります。

当連結会計年度末の負債合計は、293億96百万円（前連結会計年度末は190億74百万円）となり103億22百万円増加いたしました。流動負債は278億70百万円（同178億79百万円）となり、99億91百万円増加し、固定負債は15億26百万円（同11億95百万円）と3億31百万円増加いたしました。

流動負債増加の主な要因といたしましては、買掛金が増加したことによるものであります。また、固定負債増加の主な要因は、長期借入金の増加によるものであります。

当連結会計年度末の純資産合計は、39億92百万円（前連結会計年度末は39億円）で92百万円増加いたしました。純資産合計増加の主な要因は当期純利益によるものであります。

(3) 経営成績

当連結会計年度の業績は、売上高1,019億47百万円（前年度比110.0%）、営業利益86百万円（対前年度比32百万円増加）、経常利益93百万円（対前年度比62百万円増加）、当期純利益87百万円（対前年度比4百万円減少）となりました。

なお、事業別の売上及び営業利益の概況につきましては、「第2 事業の状況、1. 業績等の概要」に記載しております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループのキャッシュ・フローは、当連結会計年度末において、現金及び現金同等物は158億57百万円となっており、前連結会計年度末に比べ63億60百万円増加となりました。この主要因は、営業活動によるキャッシュ・フローでの62億14百万円の増加及び固定資産の取得3億44百万円その他、金融機関からの借入金調達14億円及び借入金返済8億80百万円等を実行した結果による増加であります。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、施設・設備に対する投資は少額であり、主要な投資は、ライブ・エンタテインメント関連事業における電子チケット販売システムに対するソフト開発であります。

当連結会計年度におきましては、主にライブ・エンタテインメント関連事業のシステム開発及びその他における事務所移転による設備購入であります。

なお、セグメント別の内容は、次のとおりであります。

また、所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によっております。

セグメントの名称	当連結会計年度（千円）	前年同期比（%）
ライブ・エンタテインメント関連事業	189,977	32.9
メディア・コンテンツ事業	10,866	5,130.5
計	200,843	34.7
その他	5,264	1.8
合計	206,107	23.6

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			ソフトウ エア	ソフトウエ ア仮勘定	工具器具 及び備品	その他 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都渋谷区)	ライブ・エン タテインメン ト関連事業	電子チケット及 び会員システム	1,729,081	32,079	1,662	16,110	1,778,933	134 [358]
本社 (東京都渋谷区)	メディア・コ ンテンツ事業	自動組版編集シ ステム	55,104	10,140	713	22,060	88,017	53 [70]
本社 (東京都渋谷区)	全社	建物及び器具備 品他	17,192	4,500	126,207	153,660	301,560	30 [14]
保養施設 (栃木県那須町)	全社	土地建物	—	—	—	16,632 (351 ㎡)	16,632	— —

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の [] は、臨時従業員を外書しております。

3. 上記の他、重要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料及び リース料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	ライブ・エンタテインメント 関連事業、メディア・コンテ ンツ事業	本社事務所及びチケット予約センター (賃借)	328,134
		チケット仕入販売、出版編集、情報デ ータ管理等のOA機器他(リース)	254,176
関西支社 (大阪市北区)	ライブ・エンタテインメント 関連事業、メディア・コンテ ンツ事業	関西事務所及びチケット予約センター (賃借)	31,520
		チケット仕入販売、出版編集、情報デ ータ管理等のOA機器他(リース)	17,062
中部支局 (名古屋市東区)	ライブ・エンタテインメント 関連事業、メディア・コンテ ンツ事業	中部事務所(賃借)	8,389
		チケット仕入販売、出版編集、情報デ ータ管理等のOA機器他(リース)	12,512
北海道営業所 (札幌市中央区)	ライブ・エンタテインメント 関連事業	北海道事務所(賃借)	887
		チケット仕入販売管理等のOA機器他 (リース)	769
中四国営業所 (広島市中区)	ライブ・エンタテインメント 関連事業	広島事務所(賃借)	2,487
		チケット仕入販売管理等のOA機器他 (リース)	1,540
東北営業所 (仙台市青葉区)	ライブ・エンタテインメント 関連事業	東北事務所(賃借)	1,039
		チケット仕入販売管理等のOA機器他 (リース)	872

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				ソフトウ ェア	ソフトウ ェア仮勘 定	工具器具 及び備品	その他	合計	
びあデジタルコミ ュニケーションズ ㈱	本社 (東京都渋谷区)	メディア・ コンテンツ 事業	経営管理シス テム等	2,666	-	91	72	2,830	2 [-]

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数の [] は、臨時従業員を外書しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000
A種優先株式	3,000,000
B種優先株式	3,000,000
C種優先株式	3,000,000
D種優先株式	3,000,000
計	45,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,092,913	14,092,913	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	14,092,913	14,092,913	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年6月13日 (注)1	1,376	11,294	1,000,027	4,475,385	1,000,027	2,536,143
平成21年12月18日 (注)2	2,798	14,092	1,463,772	5,939,158	1,463,772	3,999,915
平成22年7月29日 (注)3	—	14,092	△1,700,000	4,239,158	△3,999,915	—

(注) 1. 第三者割当増資の実施に伴う新株式発行

発行株数 1,376,500株 発行価格 1,453円 資本組入額 1,000,027,250円
主な割当先 凸版印刷株式会社、株式会社経営共創基盤 他

(注) 2. 第三者割当増資の実施に伴う新株式発行

発行株数 2,798,800株 発行価格 1,046円 資本組入額 1,463,772,400円
主な割当先 株式会社セブン&アイ・ホールディングス、株式会社セブン&アイ・ネットメディア及び
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

(注) 3. 平成22年7月29日を効力発生日とする資本の減少により資本金が1,700,000千円減少し、同日資本準備金が3,999,915千円減少しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	19	15	119	29	6	24,481	24,669	—
所有株式数 (単元)	—	3,639	102	61,531	427	6	75,198	140,903	2,613
所有株式数の 割合(%)	—	2.58	0.07	43.67	0.31	0.00	53.37	100.0	—

(注) 自己株式22,472株は、「個人その他」に224単元、「単元未満株式の状況」に72株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
矢内廣	東京都港区	2,900	20.58
株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区二番町8-8	1,409	10.00
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東1丁目5番1号	1,087	7.72
株式会社セブン&アイ・ ネットメディア	東京都千代田区二番町8番地8	704	5.00
株式会社セブン-イレブン・ ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	704	5.00
林和男	東京都渋谷区	510	3.62
株式会社経営共創基盤	東京都千代田区神田練堀町3	481	3.42
斎藤廣一	東京都港区	481	3.41
株式会社ピー・エス	東京都港区六本木1丁目3-39	408	2.90
矢内アセットマネジメント 株式会社	東京都港区六本木1丁目3-39	359	2.55
計	—	9,048	64.20

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 22,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 14,067,900	140,679	—
単元未満株式	普通株式 2,613	—	—
発行済株式総数	14,092,913	—	—
総株主の議決権	—	140,679	—

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ぴあ株式会社	東京都渋谷区東一丁目2番20号	22,400	—	22,400	0.15
計	—	22,400	—	22,400	0.15

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	22,472	—	22,472	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業拡大と財務体質強化のため、必要な内部留保を確保しつつ、株主の期待に沿えるよう安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期は、東日本大震災の影響もあり厳しい経営環境が続いた中、黒字を確保することができました。依然として財務体質強化のための不可避な期間であると認識しており、必要な内部留保を確保すべき状況です。しかしながら、本年、平成24年7月に創業40周年を迎えるにあたり、これまで当社グループの企業価値向上を支援して下さってきた多数の株主の皆さまに感謝の気持ちを込め、創業40周年記念配当（1株当たり3円）を実施させていただくことといたしました。2期連続黒字化を達成したことを背景に8年ぶりの復配となります。

次期は、中期的な事業戦略の財源としての内部留保を確保しつつ、早期に従来の普通配当レベルに復するよう努めて参ります。

また、この間当社は株主への利益還元のひとつとして、株主優待制度を実施し、ご評価を頂いております。引き続き株主のご要望等も踏まえ、株主優待制度は継続させていただきます。次期以降は、安定配当と株主優待のバランスにも配慮して参りたいと考えております。

当社は、「取締役会決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年6月23日 定時株主総会決議	42	3

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	1,848	1,780	1,346	1,205	912
最低(円)	1,700	704	951	617	695

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	815	793	793	839	895	912
最低(円)	777	774	773	794	810	856

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	CEO	矢内 廣	昭和25年 1月7日生	昭和49年12月 びあ株式会社設立、同代表取締役社長就任 平成15年 6月 当社代表取締役会長兼社長就任 平成18年 6月 当社代表取締役社長就任 平成22年 4月 当社代表取締役社長兼CEO就任 (現任) 主要な兼職 びあデジタルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 チケットびあ九州株式会社 代表取締役会長 チケットびあ名古屋株式会社 代表取締役会長	(注)4	2,900
取締役		林 和男	昭和25年11月29日生	昭和52年 2月 当社取締役就任 昭和59年 5月 取締役出版事業部長兼広告部長 平成 5年 4月 取締役管理部長兼総務部長兼文化事業部担当 平成 7年 6月 取締役出版営業本部長兼管理本部担当 平成 8年 4月 取締役出版事業本部担当兼人事部担当兼文化事業部担当 平成 8年 6月 当社常務取締役就任 平成 9年 8月 常務取締役出版事業本部担当兼経営管理本部担当兼人事部担当兼文化事業部担当兼広報部長 平成10年 6月 常務取締役出版事業本部担当兼人事部担当兼文化事業部長 平成11年 5月 常務取締役メディア事業本部長 平成12年 4月 常務取締役第二エンタテインメント事業部本部長兼社長室長 平成13年 4月 常務取締役出版事業本部担当 平成14年 4月 常務取締役社長室担当兼広報部担当兼人事部担当兼PFF事務局担当 平成15年 4月 常務取締役PFF兼愛知万博兼人事兼労務兼CI担当 平成15年 6月 当社取締役副会長就任 平成15年 7月 取締役副会長人事・労務兼CI兼PFF担当 平成17年 4月 取締役副会長人事・労務兼CI兼PFF兼新規事業開発担当 平成18年 4月 取締役人事兼労務兼CI兼PFF兼びあ総研担当 平成18年 7月 取締役執行役員副会長兼CI兼PFF兼びあ総研担当 平成20年 6月 当社取締役 (現任)	(注)4	510

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		白井 衛	昭和30年 9月17日生	昭和54年 7月 ヤマハ発動機株式会社退社 昭和54年 7月 当社入社 平成 4年 4月 広告本部副本部長兼広告 2 部長 平成 9年 4月 営業開発本部長 平成10年 6月 当社取締役就任 平成12年 4月 取締役営業開発事業本部長兼事業創造本部長 平成13年10月 取締役営業開発事業本部長 平成14年 4月 取締役営業開発事業本部長兼デジタルコンテンツ事業部担当兼会員事業部担当 平成14年 5月 当社常務取締役就任 平成15年 4月 常務取締役サービス流通事業統括本部統括本部長 平成15年11月 常務取締役営業開発本部本部長 平成17年 5月 取締役営業開発事業本部本部長兼新規事業開発室室長兼広告営業担当 平成18年 4月 取締役事業統括本部渉外統括本部長 平成18年 7月 上級執行役員取締役事業統括本部渉外統括本部長 平成20年 6月 当社取締役 平成22年 4月 当社取締役開発局長 平成23年 6月 当社取締役エンタテインメント事業本部びあ会員事業管掌 平成24年 4月 当社取締役 (現任) 主要な兼職 株式会社東京音協 代表取締役社長	(注)4	15
取締役	COO兼事業統括本部長	唐沢 徹	昭和41年4月25日生	平成元年 4月 当社入社 平成14年 5月 当社執行役員 平成18年 7月 当社上級執行役員 平成19年 7月 当社上級執行役員メディアコンテンツ出版事業本部長 平成20年 6月 当社取締役メディア・流通プラットフォーム本部長 平成21年 4月 当社取締役経営推進委員会委員長 平成22年 4月 当社取締役COO兼事業本部長 平成23年 6月 当社取締役COO兼エンタテインメント事業本部長 平成24年 4月 当社取締役COO兼事業統括本部長 (現任)	(注)4	7
取締役	事業統括本部副本部長兼ライブ&メディア事業本部長	木本 敬巳	昭和35年12月8日生	昭和62年 6月 当社入社 平成18年 4月 当社執行役員電子チケット事業本部長 平成20年 7月 当社上級執行役員ライブ・エンタテインメント本部長 平成22年 4月 当社上級執行役員ライブ・エンタテインメント局長 平成23年 6月 当社上級執行役員エンタテインメント事業本部副本部長兼ライブ・クリエイティブ局長 平成23年 6月 当社取締役エンタテインメント事業本部副本部長兼ライブ・クリエイティブ局長 平成24年 4月 当社取締役事業統括本部副本部長兼ライブ&メディア事業本部長 (現任)	(注)4	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	コンシューマーサービス本部長	夏野 剛	昭和40年3月17日生	平成 8年 6月 株式会社ハイパーネット取締役副社長 平成13年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ i モード企画部長 平成17年 6月 同社執行役員マルチメディアサービス部長 平成20年 5月 慶應義塾大学政策メディア研究科特別招聘教授 (現任) 平成20年 6月 当社取締役就任 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 (現任) トランスコスモス株式会社社外取締役 (現任) S B I ホールディングス株式会社社外取締役 (現任) 平成20年12月 株式会社ドワンゴ取締役 (現任) 平成21年 4月 当社取締役流通プラットフォーム事業開発ディビジョン長 平成21年 9月 グリー株式会社社外取締役 (現任) 平成22年 4月 当社取締役セールスプロモーション局長 平成23年 6月 当社取締役エンタテインメント事業本部セールスプロモーション局長 平成24年 4月 当社取締役コンシューマーサービス本部長 (現任)	(注)4	1
取締役		佐久間昇二	昭和 6年11月23日生	昭和62年 2月 松下電器産業株式会社取締役副社長 平成 5年 6月 株式会社WOWOW代表取締役社長 平成19年 2月 共栄電工株式会社社外取締役 (現任) 平成19年 6月 株式会社WOWOW相談役 (現任) 平成20年 6月 当社社外取締役就任 (現任) 平成22年 6月 日本テレネット株式会社社外取締役 (現任)	(注)4	5
取締役		富山 和彦	昭和35年4月15日生	昭和60年 4月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 昭和61年 4月 株式会社コーポレートディレクション設立 平成 5年 3月 同社取締役 平成12年 4月 同社常務取締役 平成13年 4月 同社代表取締役社長 平成15年 4月 株式会社産業再生機構 代表取締役専務兼業務執行最高責任者 平成19年 4月 株式会社経営共創基盤代表取締役 CEO (現任) 平成19年 6月 オムロン株式会社社外取締役 (現任) 平成20年 6月 当社社外取締役就任 (現任) 平成21年 6月 株式会社朝日新聞社社外監査役 (現任) 平成21年 6月 株式会社みちのりホールディングス社外取締役 (現任) 平成24年 2月 ネクステック株式会社社外取締役 (現任)	(注)4	—
取締役		後藤 克弘	昭和28年12月20日生	平成14年 5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役秘書室長 平成16年 5月 同社常務取締役常務執行役員秘書室長 平成17年 9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役最高管理責任者 (CAO) 平成18年 5月 同社取締役常務執行役員最高管理責任者 (CAO) (現任) 株式会社イトーヨーカ堂取締役 (現任) 平成19年11月 株式会社日テレ7社外監査役 (現任) 平成20年 7月 株式会社セブン&アイ・ネットメディア代表取締役社長 (現任) 平成21年 1月 株式会社セブカルチャーネットワーク取締役 (現任) 平成21年 8月 株式会社そごう・西武取締役 (現任) 平成22年 6月 当社社外取締役就任 (現任)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		能勢 正幸	昭和24年 3月24日生	昭和56年 8月 公認会計士登録、開業 昭和57年 5月 当社入社、経理部長 昭和57年12月 税理士登録 昭和58年 8月 当社取締役就任 昭和59年 9月 取締役P T S 事業本部長 昭和62年 6月 取締役P T S 事業部長兼経理本部長 兼経理部長 平成 3年 6月 当社退職 平成11年 3月 当社監査役就任(現任)	(注)3	32
監査役		斎藤 廣一	昭和26年 1月26日生	昭和49年12月 当社取締役就任 昭和60年 6月 取締役出版事業部情報部長兼製作部 長 昭和61年 4月 取締役大阪支社長兼大阪支社情報部 長 平成 3年10月 取締役関西事業担当兼中部事業担当 兼大阪支社長 平成 4年 4月 取締役関西中部事業部担当兼生産部 長 平成 7年 4月 取締役情報出版事業部長 平成 8年 4月 取締役情報事業本部長 平成 8年 6月 常務取締役就任 平成 9年 4月 常務取締役データベース本部長 平成10年 4月 常務取締役総務部担当兼資材部担当 兼E C 推進室担当 平成11年 5月 常務取締役業務推進本部長 平成13年10月 常務取締役総務本部長 平成14年 4月 常務取締役購買部担当兼総務部担当 兼エリア統括担当 平成15年 4月 常務取締役購買兼地域担当 平成15年 6月 当社常勤監査役 平成23年 6月 当社監査役(現任)	(注)3	481

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		松田 政行	昭和23年 9月 4日生	昭和52年 4月 弁護士登録 昭和56年 6月 松田政行法律特許事務所 平成2年からマックス法律事務所 開設 平成 9年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教 官 平成15年 5月 日本弁護士連合会司法修習委員長 平成17年 7月 森・濱田松本法律事務所 (現任) 平成23年 6月 当社社外監査役就任 (現任)	(注)3	—
監査役		新井 誠	昭和30年 6月19日生	平成15年 4月 凸版印刷株式会社商印事業本部商 印事業部第一営業本部長 平成19年 4月 同社情報コミュニケーション事業 本部東京商印事業部長 平成20年 6月 同社取締役情報コミュニケーショ ン事業本部商印事業部長兼メディ ア事業開発本部長 平成21年 4月 同社取締役中部事業部長 平成23年 4月 同社取締役情報コミュニケーショ ン副事業本部長兼トッパンアイデ アセンター長 (現任) 平成23年 6月 当社社外監査役就任 (現任)	(注)5	—
計						3,967

- (注) 1. 佐久間昇二、富山和彦及び後藤克弘は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の新井誠は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成23年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 平成24年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 平成24年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

(a) 企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、新会社法の趣旨を十分認識のうえ、中期的な企業価値の増大に向けた経営の透明性、公正性、効率性を実現する経営インフラの整備、拡充がコーポレート・ガバナンスに対する取組みの基本であると認識しており、不断の実行を図って参ります。

当社は、監査役設置会社制度を採用しており、平成24年6月23日現在の取締役9名のうち社外取締役3名を選任しており、株主のニーズに迅速に応えるため取締役の任期は1年としております。なお、監査役は4名のうち2名が社外監査役であり、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っております。各監査役は専門的見地から取締役会の意思決定・業務執行の適法性について厳正な監査を行っております。

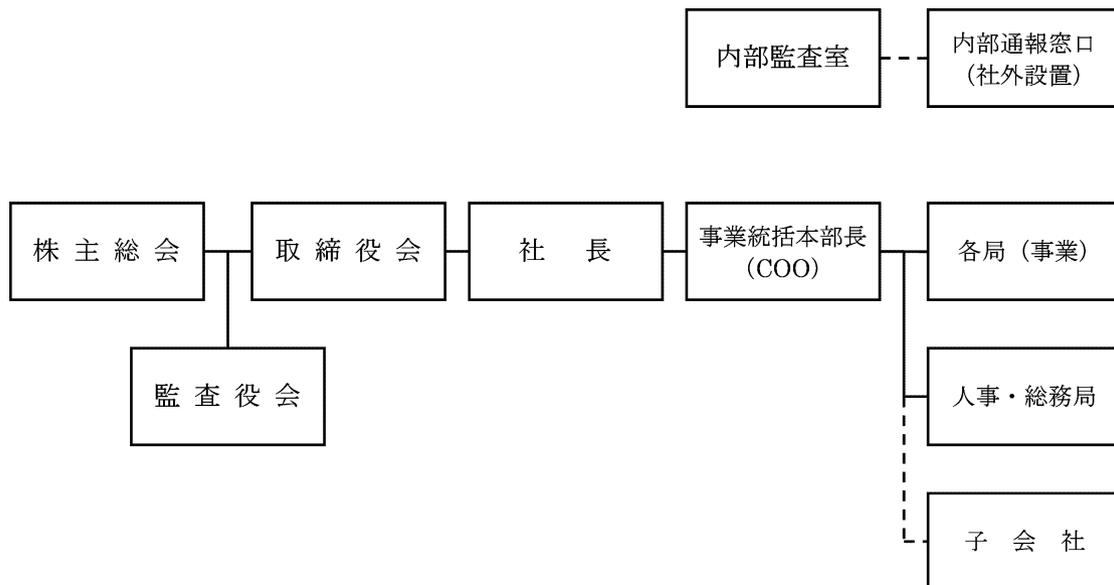
また、内部統制に関して、グループ各社の役職員が法令、定款に適合した職務執行を行うだけでなく、社会的責任を果たすために「びあグループ企業行動憲章」の浸透を図る等、内部統制を正しく運営していくことで、グループ全体でのコーポレート・ガバナンスの推進に着手しております。

(b) 企業統治の体制を採用する理由

当社がコーポレート・ガバナンスの体制として採用している、監査役設置会社のもとでは、当社が置かれている経営環境や内部の状況について深い知見を有する取締役と経験豊富な監査役に加え、幅広い知識や専門性を有した社外役員によってガバナンスの枠組みが構成されるため、各役員が持つ個々の知識や経験が相互に作用し合いながら、意思決定のプロセスに関与することが可能となり、結果として、監査体制の充実がはかられつつ、経営の迅速性、機動性も確保されているものと考えております。

(c) 会社の機関の内容

会社の機関の内容及び内部統制の関係図は次の通りです。



(d) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「びあグループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底しております。また、グループ企業全体で法令遵守をはじめとした企業としての社会的責任を果たすため、グループ社内での研修、教育の推進も含め内部統制を人事・総務局が中心となりグループ会社への浸透を図ると共に、併せてびあグループ全従業員を対象とした内部通報制度の導入も行い、コンプライアンスの向上に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関する文書は、社内規程（文書管理規程、稟議規程等）に従い適切に保存、管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各業務部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。各事業部門の長は、適宜リスク管理の状況を取締役に報告いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各局単位における意思決定プロセスの簡素化や効率的な意思決定に資する組織体制を整備するとともに、全社に係る重要な事項ならびに各局にまたがる重要な事項については合議制により慎重な意思決定を行います。

5. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「びあグループ企業行動憲章」に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、社内規程については必要に応じて適宜見直しを行い、業務の円滑な推進を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人として、必要な人員を配置します。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関して、監査役会は事前に協議できるものとしません。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告いたします。監査役会は、事業部門を統括する取締役および内部統制を担当する取締役から、定期的または不定期にリスク管理体制に関する事項の報告を受けるものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と適宜意見交換を行い、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

(e) リスク管理体制の整備の状況

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「びあグループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底しております。また、グループ企業全体で法令遵守をはじめとした企業としての社会的責任を果たすため、グループ社内での研修、教育の推進も含め内部統制を人事・総務局が中心となり、グループ会社への浸透を図ると共に、併せて当社グループ全従業員を対象とした内部通報制度の導入を行い、コンプライアンスの向上に努めております。

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関する文書は、社内規定に従い適切に保存、管理を行うとともに、各業務部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行い、各業務部門の長は、適宜リスク管理の状況を取締役に報告いたします。

個人情報に関して、当社グループは、特に平成17年4月1日の「個人情報保護に関する法律」施行を踏まえて、内部監査室を中心に顧客情報管理の徹底強化を図るための個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を発表すると共に、個人情報保護の社内での各種管理体制の拡充・強化を徹底している他、同じく平成17年4月1日には、CS（カスタマー・サティスファクション）推進室を設置し、当社の商品、サービス提供の質的向上に資するべく顧客からの苦情・クレームに対する体制整備等にも積極的に取り組み、顧客満足度の向上に鋭意努めております。

(f) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりです。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	杉本 茂次	有限責任監査法人トーマツ
	田村 剛	

また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名、会計士補等5名、その他3名となっております。

(g) 役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	91 (9)	91 (9)	— (-)	— (-)	— (-)	9
監査役 (うち社外監査役)	21 (12)	21 (12)	— (-)	— (-)	— (-)	7
合計	112	112	—	—	—	16

(注) 当事業年度末現在の人数は、取締役9名、監査役5名であります。監査役の人員及び支給額には、平成23年6月25日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額の決定に関する方針を定めており、株主総会で承認された取締役の報酬総額及び監査役の報酬総額の範囲内において、各役員の職位、在任期間、会社の業績等を勘案して支給することとし、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役協議の上決定することとしております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の監査役監査の体制は、平成24年6月23日現在、4名の監査役を選任しており、うち2名が社外監査役です。監査役の選任の状況につきましては、会計監査人及び内部監査部門とも十分に連携が可能な知見を有する監査役が、また、社外監査役については独立性の高い監査役が選任されております。監査役監査は、監査基準に従い、取締役会等の重要会議に出席して取締役会の職務状況を客観的立場で監査するとともに、会計監査人及び取締役から報告受け、重要な書類の閲覧を行う等、経営監視機能の充実を図っています。

また、内部監査については、内部監査室（人員2名）が、監査役・会計監査人と連携をとり各部門における内部統制状況を日常的に監視し、業務の適切な運営と内部管理の徹底を図っています。

③ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係の概要

当社の社外取締役は3名であります。また、社外監査役は2名であります。

(a) 社外取締役及び社外監査役との関係

佐久間昇二氏は、企業経営者として経営全般にわたる豊富な経験と実績そして幅広い見識を有していることから社外取締役に選任しております。同氏は当社が平成21年に設置した当社の買収防衛策に関する独立委員会の委員でもあります。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立委員として届け出ております。

富山和彦氏は、これまでの数々の企業経営を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と実績を有していることから社外取締役に選任しております。

後藤克弘氏は、企業経営及び流通・販売事業における豊富な経験と実績を有していることから社外取締役に選任しております。

松田政行氏は、弁護士として、企業法務等をはじめとする幅広い見識を有していることから社外監査役に選任しております。

新井誠氏は、長年にわたり、出版・情報コミュニケーション事業に関する職務に携わるとともに企業経営の経験と実績を有していることから社外監査役に選任しております。

なお、上記社外取締役及び社外監査役との間に特別の利害関係はありません。また、本有価証券報告書提出日現在、社外取締役1名は、次のとおり当社株式を所有しております。

佐久間昇二氏 5千株

(b) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（15回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
社外取締役	佐久間昇二	14	93	—	—
社外取締役	富山和彦	13	87	—	—
社外取締役	後藤克彦	14	93	—	—
社外監査役	入江雄三	15	100	13	100
社外監査役	松田政行	11	100	10	100
社外監査役	新井 誠	9	82	8	80

(注) 社外監査役 松田政行氏は当事業年度で就任後開催の取締役会11回・監査役会10回全てに出席されております。

(c) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役佐久間昇二氏は、企業経営全般にわたる幅広い経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役富山和彦氏は、企業再生や企業経営における幅広い経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役後藤克彦氏は、企業経営における幅広い経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役入江雄三氏は、スポーツ・映画・イベントを始めとするエンタテインメント全般における幅広い経験に基づき、必要な発言を積極的に行っております。

監査役松田政行氏は、弁護士としての企業法務等における幅広い見識に基づき、必要な発言を積極的に行っております。

監査役新井誠氏は、出版・情報コミュニケーション事業や企業経営全般における幅広い経験に基づき、必要な発言を積極的に行っております。

④ 取締役の定数

当社の取締役数は12名以内とする旨定款に定めております。

⑤ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑨ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。これは、社外取締役、社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

また、当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑩ 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑪ 株式の保有状況

i) 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式

銘柄数 22銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 138百万円

ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)WOWOW	70	9	関係強化
スターキャット・ケーブルネットワーク(株)	54	2	関係強化

(当事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)WOWOW	70	12	関係強化

iii) 保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	35,500	—	39,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	35,500	—	39,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,496,751	15,857,043
受取手形及び売掛金	※2 7,965,425	※2 13,021,080
商品及び製品	74,379	89,209
仕掛品	19,952	1,261
原材料及び貯蔵品	6,103	5,377
繰延税金資産	1,251	25,458
その他	776,896	1,080,277
貸倒引当金	△27,132	△50,553
流動資産合計	18,313,628	30,029,155
固定資産		
有形固定資産		
建物	228,681	228,681
減価償却累計額	△63,884	△91,328
建物（純額）	164,797	137,353
工具、器具及び備品	177,996	181,552
減価償却累計額	△18,874	△52,086
工具、器具及び備品（純額）	159,122	129,466
土地	6,240	6,240
リース資産	16,351	16,351
減価償却累計額	△6,570	△10,156
リース資産（純額）	9,780	6,195
有形固定資産合計	339,940	279,255
無形固定資産		
のれん	12,382	8,286
ソフトウェア	3,075,184	1,807,089
ソフトウェア仮勘定	41,810	46,719
その他	61,916	61,129
無形固定資産合計	3,191,293	1,923,225
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 323,232	※1 359,205
敷金及び保証金	499,748	494,766
繰延税金資産	6,467	6,526
その他	678,930	624,710
貸倒引当金	△378,692	△327,334
投資その他の資産合計	1,129,685	1,157,874
固定資産合計	4,660,919	3,360,355
資産合計	22,974,547	33,389,511

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,507,224	23,450,437
短期借入金	200,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	788,000	782,092
未払金	915,828	1,033,055
未払法人税等	28,679	39,324
賞与引当金	3,728	90,750
返品調整引当金	298,000	350,000
その他	1,137,686	1,725,000
流動負債合計	17,879,148	27,870,660
固定負債		
長期借入金	620,000	945,858
退職給付引当金	63,728	71,779
役員退職慰労引当金	100,530	99,367
預り営業保証金	325,620	330,470
繰延税金負債	18,734	15,448
資産除去債務	59,248	59,971
その他	7,186	3,247
固定負債合計	1,195,048	1,526,142
負債合計	19,074,197	29,396,802
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,239,158	4,239,158
資本剰余金	402,670	402,670
利益剰余金	△697,815	△610,236
自己株式	△61,356	△61,356
株主資本合計	3,882,656	3,970,236
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,370	4,613
為替換算調整勘定	△23,067	△23,319
その他の包括利益累計額合計	△21,696	△18,706
少数株主持分	39,390	41,178
純資産合計	3,900,350	3,992,708
負債純資産合計	22,974,547	33,389,511

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
売上高	92,664,776	101,947,078
売上原価	※2 84,729,174	※2 93,411,047
売上総利益	7,935,601	8,536,031
返品調整引当金戻入額	278,000	298,000
返品調整引当金繰入額	298,000	350,000
差引売上総利益	7,915,601	8,484,031
販売費及び一般管理費		
荷造運送費	184,414	167,826
宣伝販促費	520,523	762,806
販売手数料	1,307,764	1,415,906
貸倒引当金繰入額	—	33,007
役員報酬	122,199	128,793
給料手当及び賞与	2,821,681	2,837,190
賞与引当金繰入額	1,955	86,194
退職給付費用	202,526	209,442
福利厚生費	315,506	331,086
旅費及び交通費	115,000	129,473
通信費	100,643	88,141
貸借料	586,800	571,446
業務委託費	590,808	554,416
減価償却費	26,917	71,212
のれん償却額	4,095	4,095
その他	960,151	1,006,105
販売費及び一般管理費合計	7,860,988	8,397,143
営業利益	54,612	86,887
営業外収益		
受取利息	495	370
受取配当金	3,137	2,532
諸債務整理益	8,535	13,150
持分法による投資利益	7,610	16,713
助成金収入	—	19,010
その他	14,081	6,194
営業外収益合計	33,861	57,972
営業外費用		
支払利息	30,414	33,770
災害による損失	8,727	15,280
貸倒引当金繰入額	14,025	—
その他	4,481	2,577
営業外費用合計	57,649	51,628
経常利益	30,824	93,231

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	200,061	13,820
関係会社株式売却益	1,000	—
貸倒引当金戻入額	62,530	—
受取補償金	49,750	—
特別利益合計	313,342	13,820
特別損失		
固定資産除却損	※1 819	※1 24,026
投資有価証券評価損	13,515	—
業務委託契約解約違約金	48,987	—
特別退職金	34,435	—
事務所移転費用	102,471	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12,997	—
その他	3,446	—
特別損失合計	216,672	24,026
税金等調整前当期純利益	127,494	83,025
法人税、住民税及び事業税	17,222	22,825
法人税等調整額	17,851	△29,166
法人税等合計	35,073	△6,341
少数株主損益調整前当期純利益	92,420	89,367
少数株主利益	10	1,787
当期純利益	92,409	87,579

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	92,420	89,367
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3,068	3,242
為替換算調整勘定	△557	△252
その他の包括利益合計	△3,626	※1 2,990
包括利益	88,793	92,357
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	88,783	90,569
少数株主に係る包括利益	10	1,787

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		5,939,158		4,239,158
当期変動額				
資本金から剰余金への振替		△1,700,000		—
当期変動額合計		△1,700,000		—
当期末残高		4,239,158		4,239,158
資本剰余金				
当期首残高		4,397,624		402,670
当期変動額				
資本金から剰余金への振替		1,700,000		—
欠損填補		△5,694,954		—
当期変動額合計		△3,994,954		—
当期末残高		402,670		402,670
利益剰余金				
当期首残高		△6,485,179		△697,815
当期変動額				
当期純利益		92,409		87,579
欠損填補		5,694,954		—
当期変動額合計		5,787,364		87,579
当期末残高		△697,815		△610,236
自己株式				
当期首残高		△61,344		△61,356
当期変動額				
自己株式の取得		△11		—
当期変動額合計		△11		—
当期末残高		△61,356		△61,356
株主資本合計				
当期首残高		3,790,259		3,882,656
当期変動額				
当期純利益		92,409		87,579
自己株式の取得		△11		—
当期変動額合計		92,397		87,579
当期末残高		3,882,656		3,970,236

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,438	1,370
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,068	3,242
当期変動額合計	△3,068	3,242
当期末残高	1,370	4,613
為替換算調整勘定		
当期首残高	△22,509	△23,067
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△557	△252
当期変動額合計	△557	△252
当期末残高	△23,067	△23,319
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△18,070	△21,696
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,626	2,990
当期変動額合計	△3,626	2,990
当期末残高	△21,696	△18,706
少数株主持分		
当期首残高	39,380	39,390
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	1,787
当期変動額合計	10	1,787
当期末残高	39,390	41,178
純資産合計		
当期首残高	3,811,568	3,900,350
当期変動額		
当期純利益	92,409	87,579
自己株式の取得	△11	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,615	4,778
当期変動額合計	88,782	92,357
当期末残高	3,900,350	3,992,708

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自	平成22年4月1日	(自	平成23年4月1日
	至	平成23年3月31日)	至	平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益		127,494		83,025
減価償却費		1,392,488		1,506,739
のれん償却額		4,095		4,095
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		9,489		8,050
特別退職金		34,435		—
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△1,502		87,021
受取利息及び受取配当金		△3,633		△2,903
支払利息		30,414		33,770
関係会社株式売却損益 (△は益)		△1,000		—
投資有価証券評価損益 (△は益)		13,515		—
投資有価証券売却損益 (△は益)		△200,031		△13,602
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		12,997		—
事務所移転費用		102,471		—
業務委託契約解約違約金		48,987		—
受取補償金		△49,750		—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△53,462		△27,936
返品調整引当金の増減額 (△は減少)		20,000		52,000
固定資産除却損		819		24,026
持分法による投資損益 (△は益)		△7,610		△16,713
売上債権の増減額 (△は増加)		2,468,082		△5,055,655
たな卸資産の増減額 (△は増加)		△20,643		4,586
仕入債務の増減額 (△は減少)		516,215		8,943,212
未払金の増減額 (△は減少)		△191,906		256,078
前受金の増減額 (△は減少)		490,053		415,753
前渡金の増減額 (△は増加)		△202,978		△399,946
その他		178,785		360,893
小計		4,717,826		6,262,494
利息及び配当金の受取額		4,383		2,903
利息の支払額		△32,742		△33,332
役員退職慰労金の支払額		—		△834
特別退職金の支払額		△34,435		—
法人税等の支払額		△18,269		△16,696
法人税等の還付額		133		—
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,636,896		6,214,535

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
長期貸付金の回収による収入	51,385	—
有形固定資産の取得による支出	△111,823	△138,905
無形固定資産の取得による支出	△701,667	△206,053
関係会社株式の売却による収入	8,500	—
投資有価証券の取得による支出	—	△20,000
投資有価証券の売却による収入	237,310	18,401
長期前払費用の取得による支出	△88	△8,114
敷金及び保証金の差入による支出	△321,830	—
敷金及び保証金の回収による収入	259,038	—
その他	△14,686	△15,848
投資活動によるキャッシュ・フロー	△593,863	△370,520
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	200,000
長期借入れによる収入	500,000	1,200,000
長期借入金の返済による支出	△634,800	△880,050
自己株式の取得による支出	△11	—
その他	△3,540	△3,803
財務活動によるキャッシュ・フロー	61,647	516,146
現金及び現金同等物に係る換算差額	△378	130
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,104,302	6,360,291
現金及び現金同等物の期首残高	5,392,448	9,496,751
現金及び現金同等物の期末残高	※1 9,496,751	※1 15,857,043

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

ぴあデジタルコミュニケーションズ(株)

(株)東京音協

チケットぴあ九州(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

PIA Entertainment(H.K.)CO., LIMITED

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

PIA Entertainment(H.K.)CO., LIMITED

(2) 持分法適用の関連会社数 1社

チケットぴあ名古屋(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社

(株)文化科学研究所は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

金利スワップ契約及び金利キャップ契約については、特例処理の要件を満たすため時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対価となる負債に係る利息に加減して処理をしております。

ハ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ 返品調整引当金

製品の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額（売掛金基準）のほか、内容により個別に必要と認められる額を計上しております。

ニ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

（追加情報）

当社は、退職金規程の改訂に伴い、平成23年11月1日より従来の適格退職年金制度から確定給付企業年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

この改訂に伴い、過去勤務債務が54百万円増加し、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による按分額を発生年度から費用処理しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

ホ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、親会社は役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分及に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引及び金利キャップ取引について、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、金利キャップ

ヘッジ対象…借入金利息

ハ ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引及び金利キャップ取引については、特例処理の要件に該当するかの判断をもって、ヘッジの有効性の評価に代えております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「賞与引当金の増減額(△は減少)」と「前渡金の増減額(△は増加)」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△25,695千円は「賞与引当金の増減額(△は減少)」△1,502千円、「前渡金の増減額(△は増加)」△202,978千円、「その他」178,785千円として組替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	202,840千円	218,804千円

※2 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	－千円	9,420千円

(連結損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物	456千円	－千円
工具、器具及び備品	362	－
ソフトウェア	－	24,026
計	819	24,026

※2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	378千円	75,515千円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	4,596千円
組替調整額	261千円
税効果調整前	4,857千円
税効果額	△1,614千円
その他有価証券評価差額金	3,242千円

為替換算調整勘定

当期発生額	△252千円
その他の包括利益合計	2,990千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	14,092,913	—	—	14,092,913
合計	14,092,913	—	—	14,092,913
自己株式				
普通株式(注)	22,460	12	—	22,472
合計	22,460	12	—	22,472

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加12株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	14,092,913	—	—	14,092,913
合計	14,092,913	—	—	14,092,913
自己株式				
普通株式	22,472	—	—	22,472
合計	22,472	—	—	22,472

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月23日 定時株主総会	普通株式	42,211	利益剰余金	3	平成24年3月31日	平成24年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	9,496,751千円	15,857,043千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	9,496,751	15,857,043

- (リース取引関係)
(借主側)
1. ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
(ア) 有形固定資産
チケット事業等における工具、器具及び備品であります。
(イ) 無形固定資産
ソフトウェアであります。
② リース資産の減価償却の方法
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
工具、器具及び備品	1,079,084	799,686	279,397
ソフトウェア	56,853	36,954	19,898
合計	1,135,938	836,641	299,296

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
工具、器具及び備品	977,072	903,633	73,439
ソフトウェア	56,853	48,325	8,528
合計	1,033,926	951,959	81,967

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	230,757	86,305
1年超	86,305	—
合計	317,063	86,305

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	253,859	233,760
減価償却費相当額	237,271	217,329
支払利息相当額	11,675	5,242

- (4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

- (減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引
 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	319,655	319,655
1年超	1,118,794	799,138
合計	1,438,449	1,118,794

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	2,238	—
合計	2,238	—

(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているのほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高に含まれております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。主に上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制にしております。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが6カ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金であります。

長期借入金（原則5年以内）は、主に設備投資にかかる調達であります。変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

また、これら営業債務及び短期借入金並びに長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしておりますが、当連結会計年度において、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引は行っておりません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価格が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、

(注) 2. をご参照ください。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	9,496,751	9,496,751	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,938,292	7,938,292	—
(3) 投資有価証券	12,214	12,214	—
資産計	17,447,257	17,447,257	—
(1) 買掛金	14,507,224	14,507,224	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）	1,408,000	1,412,622	4,622
(4) デリバティブ取引	—	—	—
負債計	16,115,224	16,119,846	4,622

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	15,857,043	15,857,043	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,970,527	12,970,527	—
(3) 投資有価証券	12,572	12,572	—
資産計	28,840,142	28,840,142	—
(1) 買掛金	23,450,437	23,450,437	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）	1,727,950	1,734,942	6,992
(4) デリバティブ取引	—	—	—
負債計	25,578,388	25,585,380	6,992

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
なお、受取手形及び売掛金の連結貸借対照表計上額については、貸倒引当金を控除しております。
- (3) 投資有価証券
投資有価証券については、取引所の価格によっております。
注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

- (1) 買掛金、並びに(2) 短期借入金
これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）
これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、一部金利スワップ及び金利キャップの特例処理の対象とされており（注記事項「デリバティブ取引関係」参照）、当該金利スワップ及び金利キャップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (4) デリバティブ取引
注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式（千円）	311,017	346,633

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (平成23年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	9,496,751	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,938,292	—	—	—
合計	17,435,043	—	—	—

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	15,857,043	—	—	—
受取手形及び売掛金	12,970,527	—	—	—
合計	28,827,570	—	—	—

(注) 4. 借入金の連結決算日後の返済予定額
連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,709	5,404	4,305
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	9,709	5,404	4,305
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,505	4,500	△1,994
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,505	4,500	△1,994
合計		12,214	9,904	2,310

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 108,177千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	12,572	5,404	7,168
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	12,572	5,404	7,168
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,572	5,404	7,168

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 127,829千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	237,310	200,061	40
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	237,310	200,061	40

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	18,401	13,820	217
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	18,401	13,820	217

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券について13,515千円の減損処理を行っております。

なお、減損処理に当たっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

①通貨関連

該当事項はありません。

②金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	(平成23年3月31日)		
			契約額等 (千円)	内1年超 (千円)	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	308,000	100,000	(*)
金利キャップの特例処理	金利キャップ取引	長期借入金	300,000	100,000	(*)
合計			608,000	200,000	

(*) 金利スワップ及び金利キャップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

①通貨関連

該当事項はありません。

②金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	(平成24年3月31日)		
			契約額等 (千円)	内1年超 (千円)	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	100,000	0	(*)
金利キャップの特例処理	金利キャップ取引	長期借入金	100,000	0	(*)
合計			200,000	0	

(*) 金利スワップ及び金利キャップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として適格退職年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりましたが、平成23年11月1日に退職給付制度の改訂を行い、適格退職年金制度、退職一時金制度を確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

また、総合設立型の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
計算起算日	(平成22年3月31日)	(平成23年3月31日)
年金資産の額	115,973,620千円	115,326,126千円
年金財政計算上の給付債務の額	135,515,518	135,692,322
差引額	△19,541,897	△20,366,196

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

前連結会計年度 2.13% (平成22年3月31日時点)

当連結会計年度 1.99% (平成23年3月31日時点)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高(前連結会計年度13,559,875千円、当連結会計年度17,244,734千円)と余剰金不足額(前連結会計年度5,982,022千円、当連結会計年度3,121,462千円)の合計であります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	△582,456	△719,355
(2) 年金資産 (千円)	510,004	530,684
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2) (千円)	△72,452	△188,670
(4) 未認識数理計算上の差異 (千円)	8,723	65,034
(5) 未認識過去勤務債務 (千円)	—	51,856
(6) 退職給付引当金(3)+(4)+(5) (千円)	△63,728	△71,779

(注) 一部の子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を適用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
退職給付費用 (千円)	59,563	56,732
(1) 勤務費用 (千円)	39,486	40,346
(2) 利息費用 (千円)	11,263	11,716
(3) 期待運用収益(減算) (千円)	5,110	5,100
(4) 数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	5,015	685
(5) 過去勤務債務の費用処理額 (千円)	—	2,849
(6) 確定拠出年金掛金 (千円)	8,907	9,083

(注) 上記退職給付費用のほか、総合設立型の厚生年金基金への拠出額が、前連結会計年度161,413千円、当連結会計年度157,262千円あります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
2.0%	1.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1.0%	1.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年（各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。）

(5) 過去勤務債務の額の処理年数

8年（発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理してあります。）

(追加情報)

期首時点の計算において適用した割引率は2.0%でありましたが、期末時点において再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に影響を及ぼすと判断し、割引率を1.0%に変更しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,596,423千円	1,730,475千円
賞与引当金	1,548	34,532
貸倒引当金	195,150	176,330
退職給付引当金	26,024	25,755
返品調整引当金	64,200	76,614
役員退職慰労引当金	40,905	35,414
減価償却費	39,835	20,730
投資有価証券評価損	81,832	71,676
資産除去債務	24,108	21,373
その他	8,904	13,839
繰延税金資産小計	3,078,934	2,206,742
評価性引当額	△3,071,215	△2,174,757
繰延税金資産合計	7,718	31,984
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△17,794	△12,893
その他	△940	△2,554
繰延税金負債合計	△18,734	△15,448
繰延税金資産(負債)の純額	△11,016	16,536

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,251千円	25,458千円
固定資産－繰延税金資産	6,467	6,526
固定負債－繰延税金負債	△18,734	△15,448

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	49.48	77.98
住民税均等割等	12.18	20.84
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.11	△0.99
評価性引当金の増減額(期限切れの欠損金を含む)	△63.94	△143.59
その他	△0.79	△2.57
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.51	△7.64

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率の変更による繰延税金資産及び当連結会計年度に費用計上された法人税等の金額に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

ぴあ株式会社（東京本社・大阪支社）の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

東京本社の使用見込期間を使用開始から15年と見積り、割引率は1.634%を使用しております。

大阪支社の使用見込期間を使用開始から10年と見積り、重要性の観点から割引を行っておりません。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高 (注)	15,000千円	59,248千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	44,068	—
時の経過による調整額	180	723
期末残高	59,248	59,971

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、全社としてレジャー・エンタテインメント領域において事業を行っており、主にチケットの仕入販売及び付随する事業を行っている「ライブ・エンタテインメント関連事業」と、主にメディア販売・広告・情報サービス事業を行っている「メディア・コンテンツ事業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベース数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	ライブ・エンタ テインメント関連事業	メディア・ コンテンツ事業	
売上高			
外部顧客に対する売上高	87,279,586	5,237,880	92,517,467
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	87,279,586	5,237,880	92,517,467
セグメント利益	661,688	223,320	885,008
セグメント資産	10,438,800	4,562,584	15,001,385
その他の項目			
減価償却費	1,342,729	47,037	1,389,766
のれんの償却額	2,095	2,000	4,095
のれんの未償却額	8,382	4,000	12,382
持分法適用会社への投資額	202,840	—	202,840
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	577,894	211	578,106

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	ライブ・エンタ テインメント関連事業	メディア・ コンテンツ事業	
売上高			
外部顧客に対する売上高	97,163,925	4,682,401	101,846,327
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	87	87
計	97,163,925	4,682,488	101,846,414
セグメント利益又は損失（△）	1,099,236	△163,419	935,817
セグメント資産	14,277,556	4,681,471	18,959,028
その他の項目			
減価償却費	1,450,385	50,213	1,500,599
のれんの償却額	2,095	2,000	4,095
のれんの未償却額	6,286	2,000	8,286
持分法適用会社への投資額	218,804	—	218,804
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	189,977	10,866	200,843

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
（単位：千円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	92,517,467	101,846,414
「その他」の区分の売上高（注）	147,308	103,541
セグメント間取引消去	—	△2,877
連結財務諸表の売上高	92,664,776	101,947,078

（注）その他は、主に文化支援活動によるものであります。

（単位：千円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	885,008	935,817
「その他」の区分の利益（注1）	65,644	54,627
セグメント間取引消去	—	△2,790
全社費用（注2）	△896,040	△900,767
連結財務諸表の営業利益	54,612	86,887

（注1）その他は、主に文化支援活動によるものであります。

（注2）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	15,001,385	18,959,028
「その他」の区分の資産	—	—
全社資産（注）	7,973,162	14,430,483
連結財務諸表の資産合計	22,974,547	33,389,511

（注）全社資産は、主に余資運用資金（現金及び預金等）であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	1,389,766	1,500,599	—	—	2,722	6,140	1,392,488	1,506,739
のれんの償却額	4,095	4,095	—	—	—	—	4,095	4,095
のれんの未償却額	12,382	8,286	—	—	—	—	12,382	8,286
持分法適用会社への投資額	202,840	218,804	—	—	—	—	202,840	218,804
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	578,106	200,843	—	—	296,955	5,264	875,061	206,107

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	チケットぴあ 名古屋㈱	名古屋 市東区	100,000	興行チケット の仕入れ	(所有) 直接25.0	中部地方 における 興行チケット の仕入れ委託 役員の兼任	興行チケット の仕入れ	5,903,592	買掛金	549,470

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社 の子会社	㈱セブンドリ ーム・ドット コム	東京都 千代田 区	450,000	EC分野にお ける商品・サ ービス・情報 の企画、開 発、販売及び 運営	—	チケット の販売委託 及びチケット 代金回収代 行等	販売手数料 等の支払	609,795	売掛金	1,176,807

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 売掛金残高は、未入金の商品・サービス代金（券面額）から、販売手数料等支払額を控除した金額であります。

(注) 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	チケットぴあ 名古屋㈱	名古屋 市東区	100,000	興行チケット の仕入れ	(所有) 直接25.0	中部地方 における 興行チケット の仕入れ委託 役員の兼任	興行チケット の仕入れ	7,985,856	買掛金	1,052,856

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社 の子会社	(株)セブンドリ ーム・ドット コム	東京都 千代田 区	450,000	EC分野にお ける商品・サ ービス・情報 の企画、開 発、販売及び 運営	—	チケット の販売委 託及びチ ケット代 金回収代 行等	販売手数料 等の支払	970,193	売掛金	3,591,353

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 売掛金残高は、未入金の商品・サービス・情報の企画、開発、販売及び運営のチケット代金(券面額)から、販売手数料等支払額を控除した金額であります。

(注) 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	274円40銭	280円84銭
1株当たり当期純利益金額	6円56銭	6円22銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益金額(千円)	92,409	87,579
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	92,409	87,579
期中平均株式数(株)	14,070,444	14,070,441

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	400,000	1.48	—
1年以内に返済予定の長期借入金	788,000	782,092	1.85	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,803	3,939	3.31	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	620,000	945,858	1.49	平成25年～平成27年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	7,186	3,247	3.31	平成25年～平成26年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,618,990	2,135,136	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	450,422	495,436	—	—
リース債務	3,104	142	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	24,515,915	47,938,077	72,174,400	101,947,078
税金等調整前四半期(当期)純利益又は純損失金額(千円)	91,262	△118,225	△137,089	83,025
四半期(当期)純利益又は純損失金額(千円)	86,538	△130,475	△151,477	87,579
1株当たり四半期(当期)純利益又は純損失金額(円)	6.15	△9.27	△10.77	6.22

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は純損失金額(円)	6.15	△15.42	△1.49	16.99

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,110,925	13,581,900
受取手形	*2 138,200	*2 105,670
売掛金	7,800,279	12,863,830
商品及び製品	74,379	89,209
仕掛品	19,912	273
原材料及び貯蔵品	5,812	5,047
前渡金	220,375	655,456
前払費用	119,733	88,793
繰延税金資産	—	25,000
未収入金	355,970	293,516
その他	40,614	13,091
貸倒引当金	△27,240	△42,393
流動資産合計	15,858,962	27,679,395
固定資産		
有形固定資産		
建物	225,267	225,267
減価償却累計額	△62,279	△89,420
建物（純額）	162,988	135,846
工具、器具及び備品	174,637	177,833
減価償却累計額	△16,470	△49,251
工具、器具及び備品（純額）	158,166	128,582
土地	6,240	6,240
リース資産	16,351	16,351
減価償却累計額	△6,570	△10,156
リース資産（純額）	9,780	6,195
有形固定資産合計	337,176	276,864
無形固定資産		
のれん	4,000	2,000
ソフトウェア	3,070,517	1,801,378
ソフトウェア仮勘定	41,810	46,719
電話加入権	36,125	36,125
その他	22,843	22,056
無形固定資産合計	3,175,297	1,908,279
投資その他の資産		
投資有価証券	118,096	138,454
関係会社株式	2,761,144	2,761,144
破産更生債権等	572,510	518,594
長期前払費用	94,315	73,131
敷金及び保証金	497,134	492,073
その他	155,577	175,957
貸倒引当金	△522,945	△471,587
投資その他の資産合計	3,675,833	3,687,767
固定資産合計	7,188,306	5,872,911
資産合計	23,047,268	33,552,306

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 14,294,388	※1 23,359,600
短期借入金	200,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	788,000	782,092
リース債務	3,803	3,939
未払金	895,032	1,008,008
未払費用	180,352	325,697
未払法人税等	27,098	31,565
前受金	833,278	1,251,512
預り金	25,806	23,263
賞与引当金	—	88,000
返品調整引当金	298,000	350,000
その他	50,838	66,186
流動負債合計	17,596,598	27,689,865
固定負債		
長期借入金	620,000	945,858
退職給付引当金	48,062	53,952
役員退職慰労引当金	100,530	99,367
預り営業保証金	325,620	330,470
リース債務	7,186	3,247
繰延税金負債	18,734	15,448
資産除去債務	59,248	59,971
固定負債合計	1,179,382	1,508,315
負債合計	18,775,981	29,198,180
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,239,158	4,239,158
資本剰余金		
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	4,961	4,961
資本剰余金合計	4,961	4,961
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	87,153	166,749
利益剰余金合計	87,153	166,749
自己株式	△61,356	△61,356
株主資本合計	4,269,917	4,349,513
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,370	4,613
評価・換算差額等合計	1,370	4,613
純資産合計	4,271,287	4,354,126
負債純資産合計	23,047,268	33,552,306

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高		
商品売上高	78,429,928	87,266,603
製品売上高	13,230,525	13,811,274
売上高合計	91,660,453	101,077,877
売上原価		
商品期首たな卸高	2,674	4,371
期首製品及び制作品たな卸高	69,760	70,007
当期商品仕入高	74,260,813	82,707,701
当期製品及び制作品製造原価	9,818,218	10,196,912
合計	84,151,467	92,978,993
商品期末たな卸高	4,371	4,716
期末製品及び制作品たな卸高	70,007	84,493
売上原価合計	※2 84,077,088	※2 92,889,783
売上総利益	7,583,365	8,188,094
返品調整引当金戻入額	278,000	298,000
返品調整引当金繰入額	298,000	350,000
差引売上総利益	7,563,365	8,136,094
販売費及び一般管理費		
荷造運送費	173,858	154,613
宣伝販促費	495,175	726,609
販売手数料	1,303,408	1,409,307
貸倒引当金繰入額	—	24,739
役員報酬	105,881	112,257
給料手当及び賞与	2,608,116	2,636,172
賞与引当金繰入額	—	83,444
退職給付費用	200,548	207,281
福利厚生費	294,160	306,281
交際費	154,844	158,975
旅費及び交通費	109,778	125,852
通信費	93,909	81,580
水道光熱費	49,170	30,720
消耗品費	76,371	80,340
賃借料	570,672	555,528
支払手数料	453,346	475,237
業務委託費	592,255	560,083
減価償却費	24,127	66,224
その他	201,456	239,779
販売費及び一般管理費合計	7,507,082	8,035,029
営業利益	56,282	101,065

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取利息	262	218
受取配当金	3,887	3,282
諸債務整理益	8,535	13,150
助成金収入	—	19,010
その他	3,641	2,088
営業外収益合計	16,327	37,750
営業外費用		
支払利息	35,705	33,574
貸倒引当金繰入額	14,025	—
災害による損失	8,727	15,280
その他	2,438	1,744
営業外費用合計	60,897	50,599
経常利益	11,713	88,216
特別利益		
投資有価証券売却益	200,061	—
関係会社株式売却益	1,000	—
貸倒引当金戻入額	62,593	—
受取補償金	49,750	—
特別利益合計	313,405	—
特別損失		
固定資産除却損	※1 784	※1 24,026
投資有価証券評価損	2,605	—
業務委託契約解約違約金	48,987	—
特別退職金	34,435	—
事務所移転費用	102,471	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12,997	—
その他	3,477	—
特別損失合計	205,758	24,026
税引前当期純利益	119,359	64,190
法人税、住民税及び事業税	14,411	14,495
法人税等調整額	17,794	△29,900
法人税等合計	32,205	△15,405
当期純利益	87,153	79,596

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	938,906	9.5	834,592	8.2
II 労務費		305,755	3.1	209,119	2.1
III 経費		8,595,203	87.4	9,133,560	89.7
当期総製造費用		9,839,865	100.0	10,177,272	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,210		19,912	
合計		9,841,076		10,197,185	
期末仕掛品たな卸高		22,857		273	
当期製品及び制作品製造原価		9,818,218		10,196,912	

原価計算の方法

実際原価による個別原価計算制度を採用しております。

(注) ※1. 経費の主な内訳

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
外注費 (千円)	4,628,239	4,524,474
通信費 (千円)	584,436	690,216
減価償却費 (千円)	1,365,571	1,437,526

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,939,158	4,239,158
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	△1,700,000	—
当期変動額合計	△1,700,000	—
当期末残高	4,239,158	4,239,158
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	3,999,915	—
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	△3,999,915	—
当期変動額合計	△3,999,915	—
当期末残高	—	—
その他資本剰余金		
当期首残高	—	4,961
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	1,700,000	—
準備金から剰余金への振替	3,999,915	—
欠損填補	△5,694,954	—
当期変動額合計	4,961	—
当期末残高	4,961	4,961
資本剰余金合計		
当期首残高	3,999,915	4,961
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	1,700,000	—
欠損填補	△5,694,954	—
当期変動額合計	△3,994,954	—
当期末残高	4,961	4,961
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△5,694,954	87,153
当期変動額		
当期純利益	87,153	79,596
欠損填補	5,694,954	—
当期変動額合計	5,782,108	79,596
当期末残高	87,153	166,749

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	△5,694,954	87,153
当期変動額		
当期純利益	87,153	79,596
欠損填補	5,694,954	—
当期変動額合計	5,782,108	79,596
当期末残高	87,153	166,749
自己株式		
当期首残高	△61,344	△61,356
当期変動額		
自己株式の取得	△11	—
当期変動額合計	△11	—
当期末残高	△61,356	△61,356
株主資本合計		
当期首残高	4,182,775	4,269,917
当期変動額		
当期純利益	87,153	79,596
自己株式の取得	△11	—
当期変動額合計	87,141	79,596
当期末残高	4,269,917	4,349,513
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,438	1,370
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,068	3,242
当期変動額合計	△3,068	3,242
当期末残高	1,370	4,613
評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,438	1,370
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,068	3,242
当期変動額合計	△3,068	3,242
当期末残高	1,370	4,613
純資産合計		
当期首残高	4,187,214	4,271,287
当期変動額		
当期純利益	87,153	79,596
自己株式の取得	△11	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,068	3,242
当期変動額合計	84,073	82,838
当期末残高	4,271,287	4,354,126

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

金利スワップ契約及び金利キャップ契約については、特例処理の要件を満たすため時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対価となる負債に係る利息に加減して処理をしております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 返品調整引当金

製品の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額（売掛金基準）のほか、内容により個別に必要と認められる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

(追加情報)

当社は、退職金規程の改訂に伴い、平成23年11月1日より従来の適格退職年金制度から確定給付企業年金制度

に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

この改訂に伴い、過去勤務債務が54百万円増加し、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による按分額を発生年度から費用処理しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引及び金利キャップ取引について、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、金利キャップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引及び金利キャップ取引については、特例処理の要件に該当するかの判断をもって、ヘッジの有効性の評価に代えております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「前渡金」は資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた260,989千円は、「前渡金」220,375千円、「その他」40,614千円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動負債		
買掛金	740,865千円	1,663,189千円

※2 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	－千円	9,420千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物	456千円	－千円
工具、器具及び備品	328	－
ソフトウェア	－	24,026
計	784	24,026

※2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	378千円	75,515千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	22,460	12	－	22,472
合計	22,460	12	－	22,472

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加12株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	22,472	－	－	22,472
合計	22,472	－	－	22,472

- (リース取引関係)
(借主側)
1. ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
(ア)有形固定資産
チケット事業等における工具、器具及び備品であります。
(イ)無形固定資産
ソフトウェアであります。
② リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：千円)

	前事業年度（平成23年3月31日）		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
工具、器具及び備品	1,079,084	799,686	279,397
ソフトウェア	56,853	36,954	19,898
合計	1,135,938	836,641	299,296

(単位：千円)

	当事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
工具、器具及び備品	977,072	903,633	73,439
ソフトウェア	56,853	48,325	8,528
合計	1,033,926	951,959	81,967

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	230,757	86,305
1年超	86,305	—
合計	317,063	86,305

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	253,859	233,760
減価償却費相当額	237,271	217,329
支払利息相当額	11,675	5,242

- (4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	319,655	319,655
1年超	1,118,794	799,138
合計	1,438,449	1,118,794

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	2,238	—
合計	2,238	—

(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているのほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高に含まれております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,734百万円、関連会社株式27百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,734百万円、関連会社株式27百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,323,574千円	1,702,694千円
賞与引当金	—	33,448
貸倒引当金	195,150	176,330
退職給付引当金	19,556	19,228
返品調整引当金	64,200	76,614
役員退職慰労引当金	40,905	35,414
減価償却費	39,820	20,648
投資有価証券評価損	81,832	71,676
関係会社株式評価損	111,566	97,719
資産除去債務	24,108	21,373
その他	8,485	13,188
繰延税金資産小計	2,909,201	2,268,339
評価性引当額	△2,909,201	△2,243,339
繰延税金資産合計	—	25,000
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△17,794	△12,893
その他有価証券評価差額金	△940	△2,554
繰延税金負債合計	△18,734	△15,448
繰延税金資産(負債)の純額	△18,734	9,551

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	52.79	100.78
住民税均等割等	10.55	22.58
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.79	△1.28
評価性引当金の増減額(期限切れの欠損金を含む)	△63.11	△185.99
その他	△3.15	0.78
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.98	△24.00

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率の変更による繰延税金資産及び当事業年度に費用計上された法人税等の金額に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

東京本社と大阪支社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

東京本社の使用見込期間を使用開始から15年と見積り、割引率は1.634%を使用しております。

大阪支社の使用見込期間を使用開始から10年と見積り、重要性の観点から割引を行っておりません。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高 (注)	15,000千円	59,248千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	44,068	—
時の経過による調整額	180	723
期末残高	59,248	59,971

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	303円56銭	309円45銭
1株当たり当期純利益金額	6円19銭	5円66銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	87,153	79,596
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	87,153	79,596
期中平均株式数 (株)	14,070,444	14,070,441

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有 価証券	(株)ティ・ジョイ	1,000	50,000
		(株)ヘンシン	400	20,000
		(株)J-WAVE	220	15,875
		(株)WOWOW	70	12,572
		東京メトロポリタンテレビジョン(株)	500	8,800
		(株)文化科学研究所	140	7,000
		(株)エフエムナックファイブ	100	5,000
		(株)バイエフエム	100	5,000
		(株)ビーワークス	200	5,000
		横浜エフエム放送(株)	80	4,000
		その他(12銘柄)	3,396	5,207
			小計	6,206
	計	6,206	138,454	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	30,692
預金	
当座預金	11,006,172
普通預金	2,207,921
郵便振替貯金	336,541
別段預金	573
小計	13,551,208
合計	13,581,900

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
日本出版販売(株)	104,410
(株)中央社	1,260
合計	105,670

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
平成24年4月	67,650
5月	38,020
合計	105,670

ハ. 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)セブンドリーム・ドットコム	3,610,499
三井住友カード(株)	2,850,218
(株)ジェーシービー	1,487,435
(株)トーハン	949,974
三菱UFJニコス(株)	754,760
その他	3,210,941
合計	12,863,830

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
7,800,279	103,829,522	98,765,972	12,863,830	88.5	36.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 商品及び製品

品目	金額 (千円)
商品	
物販商品	4,716
小計	4,716
製品	
書籍・MOOKS・雑誌	84,493
小計	84,493
合計	89,209

ホ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
書籍・MOOKS・雑誌	273
合計	273

ヘ. 原材料及び貯蔵品

品名	金額 (千円)
貯蔵品	
スポット店用備品等	5,047
合計	5,047

② 固定資産
関係会社株式

銘柄	金額 (千円)
びあデジタルコミュニケーションズ(株)	2,615,067
チケットびあ九州(株)	79,830
びあモバイル(株)	29,147
その他	37,100
合計	2,761,144

③ 流動負債
イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
エイベックス・ライヴ・クリエイティヴ(株)	4,605,567
(有)烏龍舎	3,751,887
(株)三菱自動車フットボールクラブ	1,093,479
チケットびあ名古屋(株)	1,076,400
凸版印刷(株)	683,365
その他	12,148,900
合計	23,359,600

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取（注）1,2																
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部															
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社															
取次所	_____															
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.pia.co.jp/pia/															
株主に対する特典	<p>毎年3月31日現在の100株以上所有している株主に対し、以下の特典を実施。</p> <p>①優待品目 優待品目は、チケットぴあギフトカード、オリジナルシネマギフトカード、オリジナル図書カードの3品目を以下の優待区分の金額の範囲内で、自由にお選びいただくことができます。</p> <p>②優待内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">株式保有期間</th> </tr> <tr> <th>2期以上（1年超） 継続保有の場合</th> <th>保有期間が 左記に満たない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末保有 株式数</td> <td>100株以上 1,000株未満</td> <td>5,000円分</td> <td>2,500円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>11,000円分</td> <td>5,500円分</td> </tr> </tbody> </table>					株式保有期間		2期以上（1年超） 継続保有の場合	保有期間が 左記に満たない場合	期末保有 株式数	100株以上 1,000株未満	5,000円分	2,500円分	1,000株以上	11,000円分	5,500円分
		株式保有期間														
		2期以上（1年超） 継続保有の場合	保有期間が 左記に満たない場合													
期末保有 株式数	100株以上 1,000株未満	5,000円分	2,500円分													
	1,000株以上	11,000円分	5,500円分													

(注) 1. 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

2. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年 法律第88号）の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取り扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については特別口座の口座管理機関である、みずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第38期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月27日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

第39期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出

第39期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出

第39期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月14日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成23年6月28日関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第38期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月27日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月23日

ぴあ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 剛 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているぴあ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ぴあ株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ぴあ株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ぴあ株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月23日

びあ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているびあ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、びあ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。